

第4章

施策の展開

第4章 施策の展開

1 ひとづくり

【課題】

「ともに生き、支え合う社会」を実現する上で、その根幹をなす「ひとづくり」においては、高齢者、障がい者、子どもなどすべての人々が互いを認め合う意識の醸成を高めることに取り組んでいくことが大切です。そのためには、ボランティアや民生委員・児童委員等の地域住民による支え合いの中核を担う人材の育成に取り組むことが必要です。

また、地域福祉を取り巻く状況は、少子高齢化が進行し、生産年齢人口が減少する一方で、介護保険サービスの利用者数は増加し、福祉介護人材の不足が深刻な問題になってきています。

こうした中、国によると全国には、高齢者向けの社会参加活動（ボランティア）を行っている50歳から64歳までの人が120万人いると推計されています。また、介護福祉士養成施設を卒業し、介護福祉士^(※)の国家資格を取得した外国人に在留資格が与えられるなど、介護人材を外国から受入れる動きがあります。

誰もが安心して暮らせる地域社会づくりを目指すために、地域の元気な高齢者、若者、外国籍県民など多様な人材層を対象に、担い手の確保・育成に取り組むことが必要です。

【施策の方向性】

○ 「ともに生き、支え合う社会」の実現に向けた意識の醸成

誰も排除しない、誰も差別されない、ともに生き、支え合う社会の実現に向け、福祉の心を育んでいきます。

また、子どもの頃から、相互に人格と個性を尊重しながら、社会性や思いやりの心を育むことができるよう取組みを推進します。

高齢者、障がい者、子ども、外国籍県民も、すべての人々が地域社会の中で、健康で自分らしい生活を送ることができるようにすることを目指します。

【主な目標：「ともに生き、支え合う社会」の実現に向けた意識の醸成】

「介護フェアin かながわ」、「かながわパラスポーツフェスタ」、「バリアフリーフェスタ」、「人権メッセージ展」などを開催し、高齢者、障がい者、子ども、外国籍県民などの県民が直接参加する機会を通して意識の醸成を図ります。

また、県では、「ともに生き、支え合う社会」の実現に向けた意識の醸成の中核を担う人材を育成していきます。

○ 地域福祉の担い手の育成

ともに生き、支え合う社会の実現に向け、ボランティアや民生委員・児童委員等の地域住民による支え合いを促進する人材を養成していきます。

また、地域において課題やニーズを発見し、受け止め、地域資源（サービス等の情報・人・場所）をつなぎ、具体的な解決へ導くことができる人材である「地域福祉コーディネーター^(※)」を育成していきます。

さらに、市町村、地域包括支援センター、社会福祉協議会等の地域福祉の推進を担う職員に対して、地域福祉に関する知識や地域福祉の担い手の育成に必要な技能を習得するための研修を実施し、必要な人材の育成を推進していきます。

【主な目標：地域福祉コーディネーターの育成】

今後、県では、地域福祉コーディネーターに求められる専門的な知識や技術について整理するとともに、市町村等で行う研修等の人材育成関係事業と連携を図りながら、「地域福祉コーディネーター」を育成していきます。

年度	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)
新たな地域福祉コーディネーター研修	既存の研修等との整理、検討	モデル事業実施	本実施

○ 福祉介護人材の確保・定着対策の推進

福祉介護人材の確保・定着対策を推進するため、介護分野での就労未経験者や外国籍県民等の就労支援等を行う「多様な人材の確保」、中堅の介護職員を対象にチームリーダーの育成等を行う「資質の向上」、職場環境に応じたキャリアパスの整備等の運営上のマネジメント支援等を行う「労働環境等の改善」の3つを大きな柱として取組みを進めます。

また、行政と福祉介護に関わる団体等が連携・協働して、福祉介護人材の確保・定着に向けた取組みを、継続的に推進できる体制を構築します。

【主な目標：かながわ福祉人材センター^(※)による福祉介護分野への就職支援】

本県では、介護職員が2020(平成32)年に約5千人の人材が不足すると見込まれる中、国や市町村、介護関係団体と連携・協力しながら、他の労働関係施策ともあいまって、必要な介護職員数を確保していきます。そうした中で、本事業では、これまでの実績を踏まえ、2020(平成32)年までに3,500人の介護人材を確保していきます。

年度	2015 (H27) ～ 2016 (H28) [*]	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)
福祉介護分野への就職者数	1,058人	550人 (1,608人)	600人 (2,208人)	650人 (2,858人)	700人 (3,558人)

※ 2015(平成27)年度、2016(平成28)年度は、実績数となります。(県保健福祉局調べ。)

()は2015(平成27)年度から2020(平成32)年度までの累計となります。

(1) 「ともに生き、支え合う社会」の実現に向けた意識の醸成

支援策 1 互いの違いを認め合い、ともに生き、支え合う社会の実現に向け、福祉の心を育みます。

- ともに生きる社会の実現に向け、ともに生きる社会かながわ推進週間普及啓発事業や「ともに生きる」ことを共感してもらうためのイベントの実施、市町村、民間企業、団体等が行うイベントでの普及など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念を、県内はもとより全国に向けて発信します。(県)
- 「ともに生きる社会かながわ憲章」の実現に向けて、民間とも連携しながら、様々な普及啓発を通して心のバリアを取り除く取組みを進めます。(県)
- バリアフリーの街づくりを体感してもらうイベント「バリアフリーフェスタかながわ」を県民・事業者・行政が協働で開催することで、県民のバリアフリーの街づくりに対する理解を深めます。(県・民間)
- 11月11日の介護の日の関連イベントとして、広く県民に介護の仕事の魅力を発信する「介護フェア in かながわ」を開催し、優良な介護サービスに取り組む介護サービス事業所^(※)の表彰や介護に取り組む若い職員の生の声などを伝えるなど、介護の仕事のやりがいや大切さを若者、就労していない女性、中高年齢者など、あらゆる層にアピールし、介護への理解・関心を高めていきます。(県)
- 認知症の人や家族を見守り支援する、「認知症サポーター^(※)」を養成するとともに、「認知症ポータルサイト」で認知症に関する基礎知識や相談窓口、認知症カフェの情報など、認知症に関する様々な施策を周知します。(県・市町村・民間)
- 市町村と共に認知症サポーターのフォローアップ研修を行い、「オレンジパートナー^(※)」としてボランティア登録して活動の場の情報提供を行う県独自のしくみを構築することにより、認知症サポーターの活動を支援します。(県)
- 本県における障がい者の理解を促進し、障がい者への理解や障がい者の地域における社会参加を促進するため、心のバリアフリー推進員^(※)の養成、企業研修のコーディネート、研修講師の派遣等を行います。(県)
- 外見から分かりにくい内部障がい等に対して配慮や援助が必要なことを示す「ヘルプマーク^(※)」を普及し、障がい者への配慮や支援を促します。(県)
- 県内各地で「かながわパラスポーツ」の普及イベント「かながわパラスポーツフェスタ」を開催するとともに、関連イベントに合わせた普及啓発活動や、地域で「かながわパラスポーツ」を普及推進する人材「かながわパラスポーツコーディネーター」を養成します。(県)
- ろう者とろう者以外の者の交流の場や、県民が実際に手話と出会う機会など、手話普及推進イベントを通して手話の普及等を進めます。(県)

- 人権啓発イベント「かながわハートフルフェスタ」を開催し、中学生人権作文コンテストや、講演を通して県民の人権への意識や、様々な違いを認め合う意識を高めていきます。(県)
- 「人権メッセージ展」において、著名人や人権問題に取り組んでいる当事者の方々からメッセージをいただき、展示します。また、来場者参加のコーナーも用意し、人権について考えるきっかけ作りをします。(県)

【県共同募金会・県社会福祉協議会の取組み「福祉作文コンクール」】

神奈川県内の小・中学校及び特別支援学校の児童・生徒を対象に、福祉について日常生活を通じて感じたこと、考えていること、体験したことなどを自由に表現した作文を募集し、「ともに生きる福祉社会」について考え、関心を深めてもらうとともに、福祉に関する意識の醸成を図っています。



支援策2 互いの違いを認め合い、ともに生き、支え合う社会の実現に向けた教育を推進します。

- 学校の授業や行事、地域での活動など、様々な場面で「いのちの大切さ」や「他人への思いやり」などを伝え、共に学びあう取組みである「いのちの授業」をすべての公立学校で実施します。(県)



写真：「いのちの授業」風景

- 支援教育の理念のもと、すべての子どもが、できるだけ同じ場で共に学び、共に育つことをめざす、インクルーシブ教育を進めることにより、誰もが相互に人格と個性を尊重し、認め合う社会性を育みます。(県)

(2) 地域福祉の担い手の育成

支援策3 地域住民による支え合いを促進する人材を養成します。

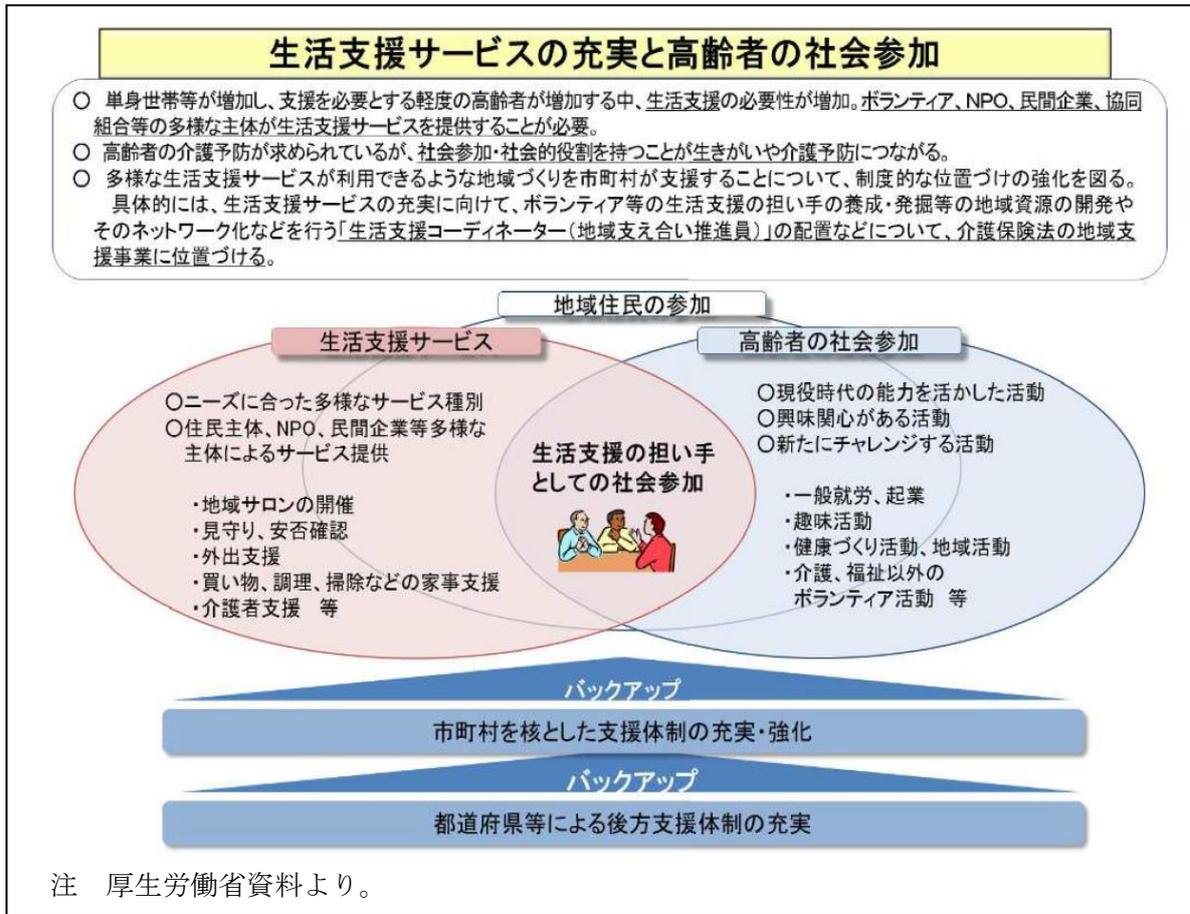
ア 生活支援の担い手養成

- 県社会福祉協議会において、ボランティア活動に関する総合相談、情報提供及び「ボランティアコーディネーター^(※)」の人材育成等を実施し、広域的な視点からボランティア活動の推進を図ります。(民間)
- 地域の高齢者に対する見守り・買い物支援・外出支援などの生活支援サービスについて、その担い手となる人材を養成するため、「生活支援サービス担い手養成研修」及び「移動(輸送)サービス従事者養成研修」を実施します。(県)
- 地域における生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、生活支援の担い手の養成やサービスの開発、関係者のネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター^(※)」を養成するための研修を実施します。(県)

イ 地域・社会活動の中核を担う人材養成

- かながわコミュニティカレッジでは、地域の諸課題の解決や地域の活性化に関心と意欲を持つ受講生を募り、講座開催を通じて必要な知識等を提供し、地域・社会活動に参画する人材、活動の中核となる人材等の育成を図ります。(県)
- 児童委員、主任児童委員に対して児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応等をテーマにした研修を実施します。(県)
- 県域の民生委員・児童委員の資質向上や相互の連絡連携を図る組織である県民生委員児童委員協議会が行う研修等の活動を支援します。(県)
- 民生委員・児童委員を対象に、新任研修・リーダー研修・テーマ別研修などを体系的に実施し、活動に必要な知識の習得を図るとともに、各種支援制度の解説や日々の活動に役立つ情報を盛り込んだ民生委員児童委員活動の手引きを作成します。(県・指定都市・中核市)

〈生活支援コーディネーターの配置に係るイメージ〉



支援策4 地域福祉コーディネーターを育成し、地域への普及・定着を推進します。

- 地域福祉に関わる行政・社会福祉協議会職員、民生委員・児童委員、介護支援専門員^(※)等を対象に、地域福祉の理念・制度の概要や実践的な技能を修得するための「地域福祉担当職員研修」を実施します。(県)
- 市町村が整備する包括的な相談支援体制の中核を担う相談支援包括化推進員^(※)等の専門人材の育成について、市町村と連携して取り組んでいきます。(県・市町村)
- 民生委員・児童委員を対象に、新任研修・リーダー研修・テーマ別研修などを体系的に実施し、活動に必要な知識の習得を図るとともに、各種支援制度の解説や日々の活動に役立つ情報を盛り込んだ民生委員児童委員活動の手引きを作成します。(県・指定都市・中核市)(支援策3再掲)
- 介護支援専門員実務研修受講試験の合格者を対象に実務につくための研修を実施し、介護支援専門員として利用者の自立支援に資するケアマネジメントに関する必要な知識及び技術を修得し、地域包括ケアシステムの中で医療との連携をはじめとする多職種協働を実践できる介護支援専門員を養成します。(民間)
- 一定の実務経験を有する介護支援専門員を対象に、介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する人との連絡調整等に関する知識及び技術を修得するための「主任介護支援専門員研修」を実施し、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践できる人材を養成します。(県)
- 地域包括支援センターの職員を対象に、業務を行う上で必要な知識・技術を修得するための研修を実施します。(県・指定都市)
- 保健福祉事務所において、市町村との協働等により、地域の地域福祉実践者等のスキルアップに資する研修を実施します。(県)
- 地域における生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、生活支援の担い手の養成やサービスの開発、関係者のネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター」を養成するための研修を実施します。(県)(支援策3再掲)
- 今後、県では、「地域福祉コーディネーター」に求められる専門的な知識や技術について整理するとともに、市町村等で行う研修等の人材育成と整合を図りながら、「地域福祉コーディネーター」の人材育成と定着に取り組めます。(県)
- 障がい者を対象とした相談支援事業に従事しようとする人を対象に、相談技術の習得を目的とした初任者研修や初任者研修修了者に対し、日常業務の検証等を目的とした現任研修を行うことにより、相談支援に係る人材養成を行います。(県)

- 障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画の作成やサービス提供プロセスの管理等を行うために配置されるサービス管理責任者^(※)及び児童発達支援管理責任者^(※)を養成し、事業所等におけるサービスの質の確保を図ります。(県・民間)

＜地域福祉コーディネーターに期待される役割＞

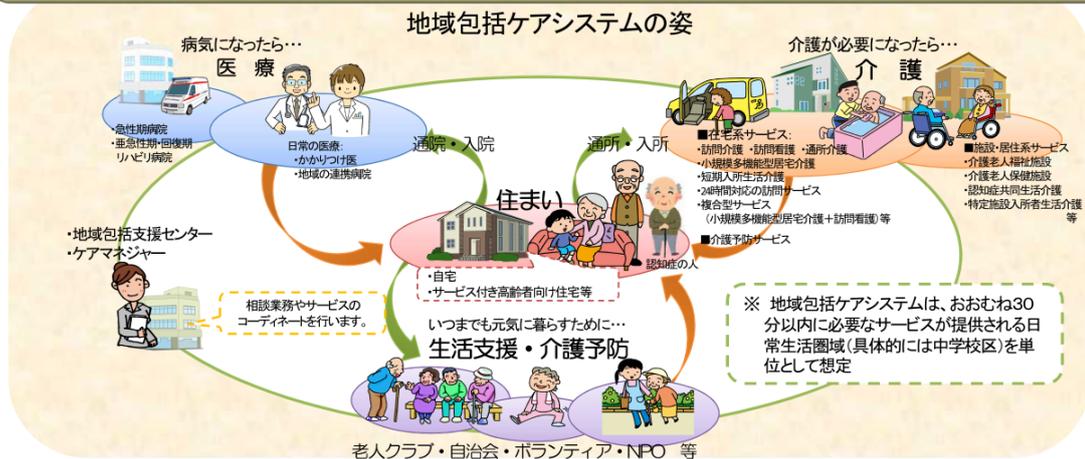
役 割	人 材	区 分
地域における地域福祉推進の指導者となる人材として、地域福祉を支える人材の養成・育成を行う。	行政職員（県・市町村） 社協職員（県・市町村等） 地域包括支援センター職員 介護支援専門員 生活支援コーディネーター （主に第1層） 等	専門人材
自身の活動が地域福祉コーディネーターとしての活動になることを理解し、引き続き、自身の活動を充実させる。	民生委員・児童委員 NPO、ボランティア団体関係者 自治会関係者 生活支援コーディネーター （主に第2層） 等	地域福祉を支える人材 （地域のキーパーソン）

支援策 5 行政・社会福祉協議会・地域包括支援センターをはじめとする地域福祉の推進を担う職員のスキルアップを図ります。

- 地域福祉に関わる行政・社会福祉協議会職員、民生委員・児童委員、介護支援専門員等を対象に、地域福祉の理念・制度の概要や実践的な技能を修得するための「地域福祉担当職員研修」を実施します。(県)(支援策4再掲)
- 市町村が整備する包括的な相談支援体制の中核を担う相談支援包括化推進員等の専門人材の育成について、市町村と連携して取り組んでいきます。(県・市町村)(支援策4再掲)
- 地域包括支援センターの職員を対象に、業務を行う上で必要な知識・技術を修得するための研修を実施します。(県・指定都市)(支援策4再掲)
- 一定の実務経験を有する介護支援専門員を対象に、介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整等に関する知識及び技術を修得するための「主任介護支援専門員研修」を実施し、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践できる人材を養成します。(県)(支援策4再掲)
- 介護支援専門員を対象に、医療分野の知識や、地域の実情に応じた医療介護連携のための連携技術向上、社会資源の発掘等、多種多様な利用者ニーズに対応するための知識・技術を修得するための研修を実施します。
- 認知症サポート医^(※)の養成や、かかりつけ医、病院勤務の医療従事者、看護職員、歯科医師、薬剤師として必要な認知症の基本的な知識や適切な対応等についての「認知症対応力向上研修」を実施します。(県)
- すべての市町村に設置する、認知症初期集中支援チーム^(※)の活動を推進し、認知症地域支援推進員^(※)の資質向上のための研修を実施します。(県・市町村)
- 介護保険施設等の介護職員等に対して、認知症の理解や実践的な介護技術を段階的に取得できるよう、「認知症介護実践研修」等を実施します。(県・指定都市)
- 障がい者を対象とした相談支援事業に従事しようとする者を対象に、相談技術の習得を目的とした初任者研修や初任者研修修了者に対し、日常業務の検証等を目的とした現任研修を行うことにより、相談支援に係る人材養成を行います。(県)(支援策4再掲)
- 障がい者が身近な地域で必要な医療を受けられる体制を整えるために構築した「神奈川県心身障害児者歯科診療システム」が円滑に運営できるよう支援するため、歯科医師、歯科衛生士等に研修を実施します。(県)

地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現**していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**が生じています。
地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく**必要があります。



注 厚生労働省資料より。

(3) 福祉介護人材の確保・定着対策の推進

支援策 6 福祉介護人材を確保します。

ア 福祉介護の理解促進

- 11月11日の介護の日の関連イベントとして、広く県民に介護の仕事の魅力を発信する「介護フェア in かながわ」を開催し、優良な介護サービスに取り組む介護サービス事業所の表彰や介護に取り組む若い職員の生の声などを伝えるなど、介護の仕事のやりがいや大切さを若者、就労していない女性、中高年齢者など、あらゆる層にアピールし、介護への理解・関心を高めていきます。(県) (支援策1再掲)



「介護フェア in かながわ」の様子

イ 学生、生徒、児童への福祉介護の仕事の魅力啓発

- 「かながわ福祉人材センター」と県教育委員会が連携し、全県立高校・中等教育学校の1年生を対象に福祉介護に関する教材を配布し、希望する高校に出張介護授業を行い、福祉介護の仕事の理解や関心を高めていきます。
また、インターンシップによる職場体験の促進・充実を図り、将来の福祉介護を支える人材の確保につなげていきます。(県)
- 福祉系の県立高校において、「介護福祉士」の国家試験受験資格を取得するための実習や「介護職員初任者研修」の実習を福祉施設で行い、生涯にわたって地域・社会に貢献できる幅広い視野と柔軟な思考力を育むとともに、実技・技術の実践力を身に付けます。(県)
- 県立保健福祉大学において、保健・医療・福祉に関する総合的な人材を育成します。(公立大学法人)

コラム『ふれあい体験』

社会福祉法人神奈川やすらぎ会 第二森の里

厚木市立毛利台小学校3年生との交流は、1998（平成10）年から始まりました。まず、スタッフが学校に出向きゲスト・ティーチャーとしてお年寄りの身体や生活、私たちの仕事について話をします。それを参考に子どもたちがいろいろ準備をして訪問してくれます。お年寄りのために自分たちができることを考え、実践することで、思いやりの気持ちを育てる良い機会になればと思っています。



ウ 多様な人材層に応じた福祉介護人材の養成、就労支援

- 「かながわ福祉人材センター」において、福祉介護の仕事に関する無料職業紹介・あつ旋事業、就職相談会に取り組みます。

また、福祉介護の仕事を知ってもらう機会として、福祉介護の現場で働く職員と意見交換ができる「福祉の仕事を知る懇談会」を開催するなど、福祉介護の仕事の魅力の発信・普及啓発にも取り組み、就職を考える方の専門的な相談窓口の機能を果たしていきます。（県）

- 「かながわ福祉人材センター」に福祉介護の現場での就労経験のあるキャリア支援専門員を配置し、専門性を活かしたきめ細かなマッチング支援を行うことで、福祉介護人材の確保・定着を図ります。（県）
- 福祉介護の仕事に関心のある方を対象に、職場体験の機会を提供し、就職後のミスマッチによる離職を防ぎます。（県）
- 外国籍県民を対象とした電話や来所による就労相談、福祉介護の現場での説明会、就職先の紹介等の就労支援を行い、新たな介護人材の確保につなげます。

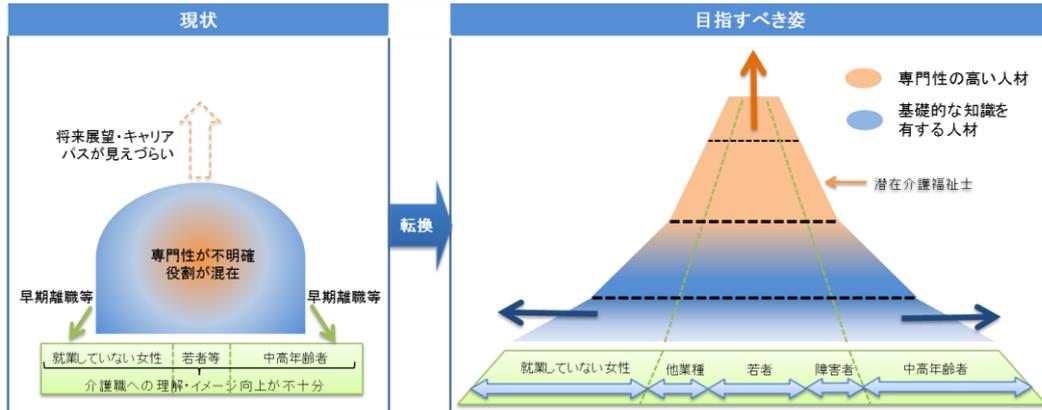
また、外国籍県民に対して、福祉介護の現場で必要なビジネスマナー研修の機会を提供し、福祉介護の仕事の定着につなげます。（県）

- 外国籍県民を対象に、介護職員初任者研修の受講機会を提供するとともに、介護サービス事業所への職業紹介、就労あつ旋までを行うことで資格取得から就労までを一貫して支援し、新たな介護人材の参入を促進します。（県）
- E P A^(※)に基づき来日した看護師・介護福祉士候補者に対し、国家試験対策講座を実施します。また、あつ旋機関と協力し、E P A候補者受入施設への支援や新規受入先の掘り起こしを行います。（県）

- 社会福祉士^(※)、介護福祉士を目指す方や介護の仕事をしてながら実務者研修を受講される方に必要な修学資金や、介護職を離職された方が、再度介護職として就職する場合に必要な費用の貸付について、「介護福祉士修学資金等貸付事業」を行い、福祉介護人材の確保を推進します。(民間)

介護人材確保の目指す姿

～「まんじゅう型」から「富士山型」へ～



参入促進	1. すそ野を拡げる	人材のすそ野の拡大を進め、多様な人材の参入促進を図る
労働環境・処遇の改善	2. 道を作る	本人の能力や役割分担に応じたキャリアパスを構築する
	3. 長く歩み続ける	いったん介護の仕事についた者の定着促進を図る
資質の向上	4. 山を高くする	専門性の明確化・高度化で、継続的な質の向上を促す
	5. 標高を定める	限られた人材を有効活用するため、機能分化を進める

注 厚生労働省資料より。

エ 行政と福祉介護に関わる団体等との連携による取組み

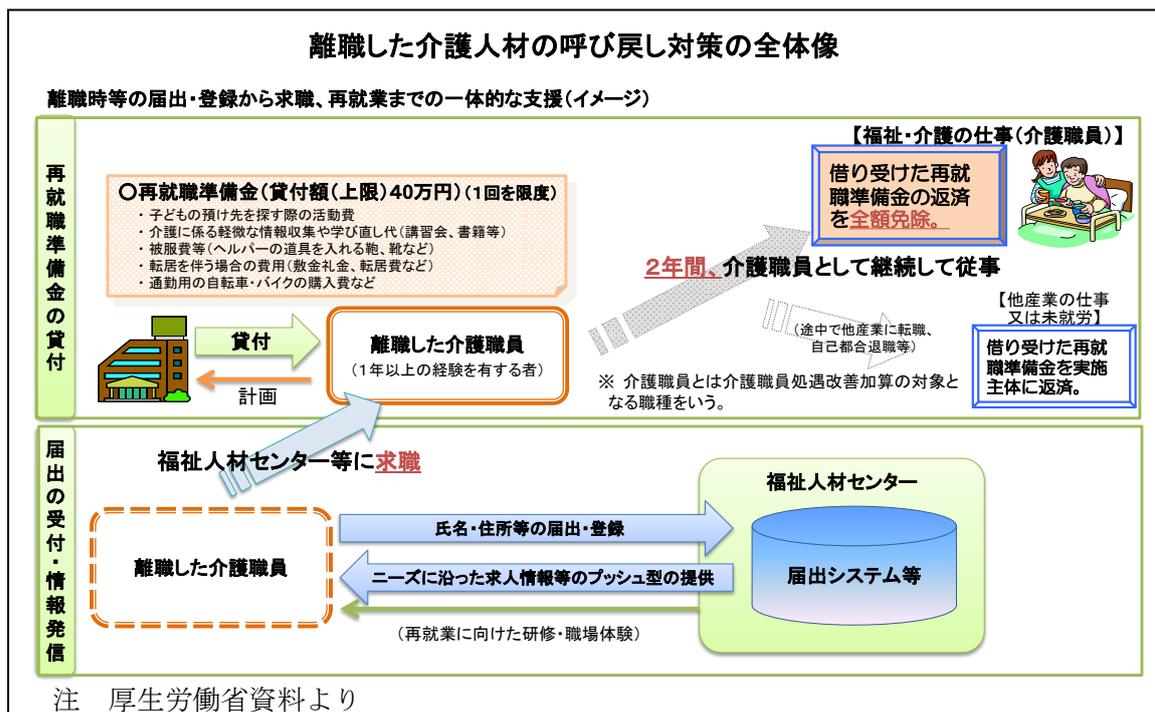
- 行政と介護サービス事業者^(※)、職能団体など地域の福祉介護に関わる団体等が介護人材確保等に向けた協議を行う「介護人材確保対策推進会議」を設置し、当事者間で連携しながら、地域の特性を踏まえた福祉介護人材の確保・育成等を推進していきます。(県)

オ 福祉介護分野就労未経験者への就労・定着支援

- 介護分野での就労未経験者を対象に、介護職員初任者研修や入門的研修の受講機会を提供するとともに、介護サービス事業所への職業紹介、就労あっ旋までを行うことで資格取得から就労までを一貫して支援し、新たな介護人材の参入を促進します。(県)
- 介護分野での就労未経験の中高齢者等を対象に、専門性を必要としない介護の周辺業務(洗濯、清掃、食事配膳など)を担ってもらい介護助手を介護保険施設等に導入し、介護分野への新たな人材参入を促進します。
また、介護助手が参入することにより、介護職の負担を軽減し、介護職の高度化・専門化を図るとともに、介護職のキャリアアップや処遇改善につなげていきます。(県)

カ 潜在的な福祉介護職員の再就労支援

- 結婚や出産等により離職した介護福祉士等で、復職を希望する方を対象に、有効な基礎研修及び職場体験等の技術研修を実施し、マッチングの機会を提供することにより福祉介護人材の確保を図ります。(県)
- 介護支援専門員として実務についていない方や、実務から離れている方が実務に就く際に、介護支援専門員としての必要な知識及び技術の再修得を図るための「介護支援専門員再研修」を実施します。(県)



支援策 7 福祉介護人材のスキルアップを図ります。

ア 福祉介護人材のスキルアップ

- 介護職員初任者研修や実務者研修を職員が受講する際に、介護サービス事業者が負担する受講費用や代替職員の配置費用の一部を補助します。(県)
- 一定の実務経験を有する介護支援専門員を対象に、介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する人との連絡調整等に関する知識及び技術を修得するための「主任介護支援専門員研修」を実施し、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践できる人材を養成します。(県)
(支援策 4 再掲)
- 介護保険施設等の介護職員等に対して、認知症の理解や実践的な介護技術を段階的に取得できるよう、「認知症介護実践研修」等を実施します。(県・指定都市)
(支援策 5 再掲)
- 喀痰吸引の現地研修時に指導等を行う医療関係者が同じ法人や事業所等にいない、もしくは、同じ法人や事業所等で現地研修先が見つからない、ということから受講困難になっている介護職員を支援し、介護職員による喀痰吸引等行為を普及させます。(県)
- 喀痰吸引等の医療的ケアを介護職員等が行うことが可能となる第三号研修や、喀痰吸引等研修において指導にあたる看護職員に対する伝達講習を実施します。(県)
- 障がい者の相談支援専門員^(※)(相談支援従事者初任者研修または現任研修を修了している方)を対象とし、障がい児支援、権利擁護・成年後見制度、地域移行・地域定着などの「相談支援専門員専門コース別研修」を実施します。(県)
- 強度行動障害のある方に対し、適切な支援を行う職員の人材育成を目的とする強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)事業及び適切な障がい特性の評価及び支援計画の作成ができる職員の人材育成を目的とする強度行動障害支援者養成研修(実践研修)事業を進めます。(県)

イ リーダー等の養成・育成

- 中堅の介護職員を対象にチームリーダーを育成する「ファーストステップ研修」を、地域の介護サービス事業所が共同で実施し、事業所自らが人材育成に取り組み、キャリアアップのしくみをつくることにより、介護職員の資質の向上及び定着の促進を図ります。(県)
- 厚生労働省の定める要綱等に基づき、認知症対応型サービス事業開設者研修、認知症対応型サービス事業管理者研修、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を実施し、地域密着型サービスの事業運営に必要な人材を育成します。(県)

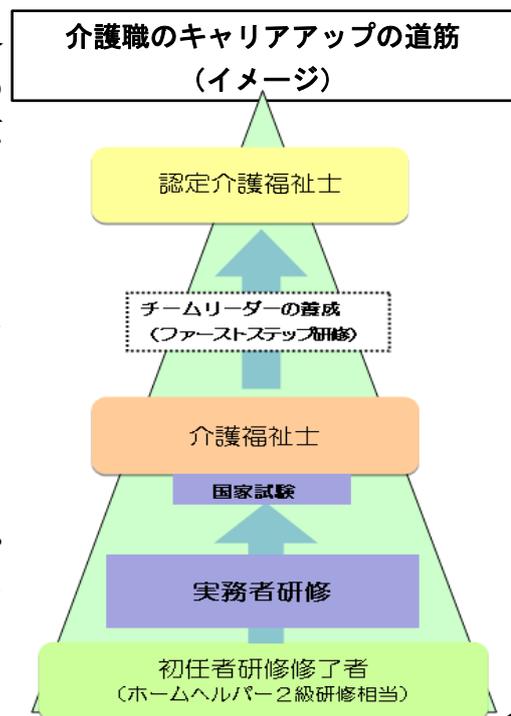
- 介護保険施設等に従事する施設長・管理者、看護職員及び介護職員を対象とした「高齢者施設等職員研修」を実施することにより、各専門職の知識、技術等の向上を図ります。(県)
- 介護保険施設等の看護職員等の管理職を対象として、施設運営上で必要なマネジメント能力を向上させるための「看護師管理能力養成研修」を実施します。(県)
- 障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画の作成やサービス提供プロセスの管理等を行うために配置されるサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者を養成し、事業所等におけるサービスの質の確保を図ります。(県・民間) (支援策4再掲)

【認定介護福祉士制度】

利用者ニーズの多様化や高度化に伴い、介護福祉士には、質の高い介護実践、介護職の指導・教育、医療職との連携強化など、幅広い役割を担うことが求められてきています。

介護福祉士がこれらの役割を担うため、その能力開発とキャリアアップを支援し、その修得した実践力を担保する制度として、2015(平成27)年12月に、認定介護福祉士認証・認定機構により、民間資格である「認定介護福祉士」が創設されました。

この制度では、多様な利用者、生活環境、サービス提供形態等に対応して、より質の高い介護実践等に対応するための考え方や知識、技術等を所定の研修によって修得した人材を「認定介護福祉士」としています。



【認定社会福祉士制度】

近年の社会環境の変化に伴い、地域住民への社会的援助ニーズが増加・多様化し、その問題解決は複雑・困難化してきています。

社会福祉士がこれらの相談へ対応するため、その能力開発とキャリアアップを支援し、その修得した実践力を担保する制度として、2014(平成26)年4月、認定社会福祉士認証・認定機構により、民間資格である「認定社会福祉士」が創設されました。

- この制度では、社会福祉士の実践力に応じて2段階の資格を設定しています。
- ・認定社会福祉士; 「高齢分野」、「障がい分野」、「児童・家庭分野」、「医療分野」、「地域社会・多文化分野」の5分野ごとに認定された人材。
 - ・認定上級社会福祉士; 自らの専門的な分野に加え、複数の分野にまたがる地域の課題についても主導的な役割を果たすことができる人材。

支援策 8 福祉介護人材の定着を促進します。

ア 事業所・職員等の表彰・認証

- 県内の社会福祉施設等で介護業務に携わる方のうち、特に功労のあった方を「神奈川県介護賞」として表彰するとともに、社会福祉施設等で利用者の直接支援業務に従事する若い福祉従事者や若い福祉従事者を中心としたチーム等の団体で、研究発表等の優れた功績があった方を「かながわ福祉みらい賞」で表彰することにより、福祉従事者の意欲、やりがいを向上させ、福祉介護人材の確保・定着を図ります。(県)
- サービスの質の向上や人材育成、処遇改善等について、一定の基準を満たした介護サービス事業所等を優良介護サービス事業所「かながわ認証」として認証するとともに、さらなる取組みの結果、顕著な成果をあげた介護サービス事業所を「かながわベスト介護セレクト20」として表彰し、奨励金を交付することで、介護サービス全体の質の向上を促進します。(県)
- 介護を受けた高齢者や家族等から、介護にまつわるエピソードを募り、介護の素晴らしさを伝える感動的なエピソードの応募者や、対象となった介護従事者や施設等を「かながわ感動介護大賞」として表彰し、介護現場のイメージの向上を図ります。(県)



かながわベスト介護セレクト20表彰式の様子

イ 事業所の雇用管理改善支援

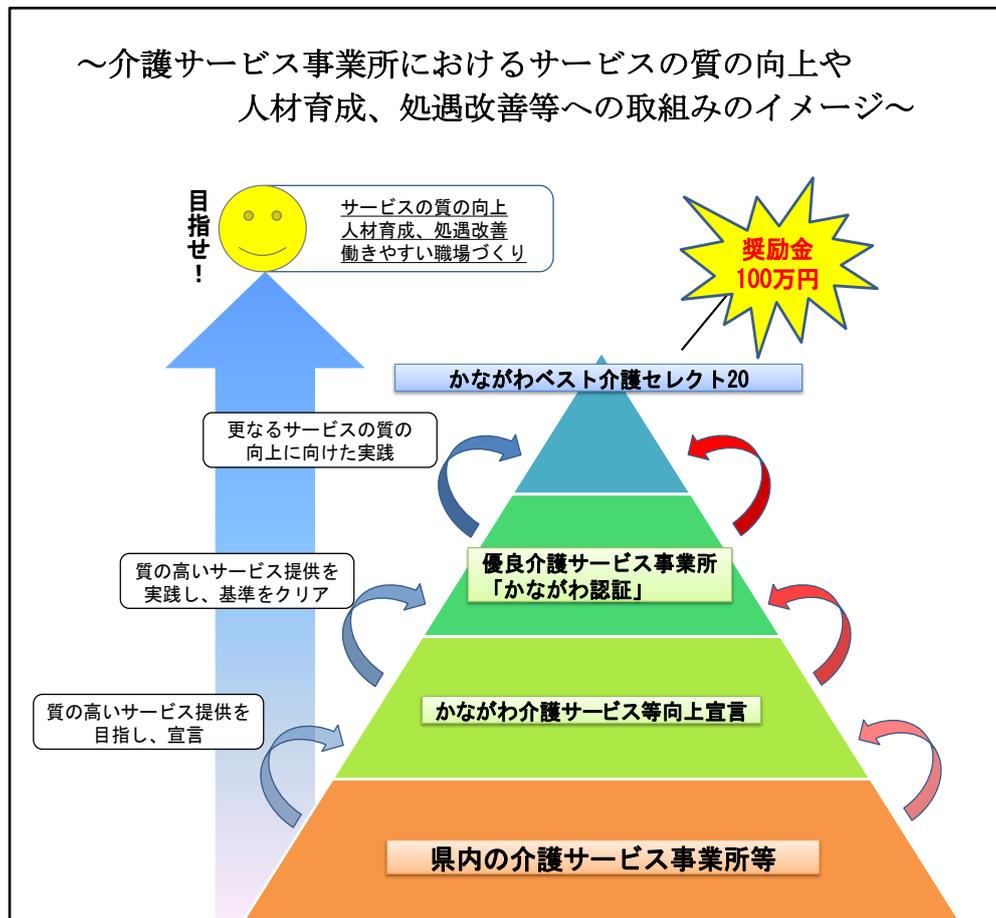
- 中小規模の介護サービス事業所の経営者層を対象に、職場環境に応じたキャリアパスの整備等の運営上のマネジメント支援を行います。具体的には、経営課題等に関するセミナーの開催や経営アドバイザーの派遣により、介護職員の労働環境の整備を促進し、介護人材の確保・定着につなげます。(県)
- 介護職員が長く働きやすい環境を作るため、出産・育児休業から復職した介護職員が育児のための短時間勤務制度を活用できるよう、介護サービス事業者が代替職員を雇用する場合の費用の一部について補助を行い、介護人材の定着を促進します。(県)
- 社会福祉施設の管理者等を対象に、経営基盤の確立や人材の定着に向けたセミナーを開催します。また、社会福祉施設の経営の効率化・安定化やサービスの質の向上を図るため、法律、労務管理、会計・経理等の専門相談を実施します。(県)

ウ 福祉介護業務の負担軽減

- 介護分野での就労未経験の中高齢者等を対象に、専門性を必要としない介護の周辺業務（洗濯、清掃、食事配膳など）を担ってもらい介護助手を介護保険施設等に導入し、介護分野への新たな人材参入を促進します。
また、介護助手が参入することにより、介護職の負担を軽減し、介護職の高度化・専門化を図るとともに、介護職のキャリアアップや処遇改善につなげていきます。（県）（支援策6再掲）
- 介護保険施設等で介護業務の負担軽減や効率化に効果のある介護ロボットの導入に対し補助します。（県）

エ 外国籍県民の就労定着支援

- 本人や受入れ事業所を対象とした相談窓口を設置し、介護現場での困りごとなど双方の相談にのり、解決に向けたアドバイスを行い、外国籍県民の就労継続を支援します。（県）



茅ヶ崎市社協では、地域への福祉教育推進の取組みの一つとして、「出前講座」（地域へ出向いての福祉学習事業）を実施しています。多くは小中学校からの依頼のほか、地域の民児協をはじめ、企業等の依頼にも応じ、ボランティアグループや当事者団体等の講師協力を得て、車イスやアイマスク、点字、手話、インスタントシニアなどの体験学習のほか、障がい当事者からの講話、福祉についての社協職員の話などを提供しています。「どんな福祉学習ができるか」との問い合わせもあることから周知も含め、出前講座のメニューなどを「福祉教育パンフレット」（2004（平成16）年度）として発行してきましたが、より具体的な内容を示して活用いただけるよう「福祉教育プログラム集」としてまとめました（2009（平成21）年度）。

これまで、いわゆる“見えにくい障がい”についてのプログラムがなかったことから、当事者団体や関係者の協力を得て検討を重ね、プログラムを作成しました。

2013（平成25）年度には、精神障がいの理解プログラム『知っていれば良かった！精神障害』を、平成28年度には知的障がいと自閉症を理解するプログラム『障害のある子って、どんな気持ち？』を作成、発行しました。

最新の『障害のある子って、どんな気持ち？』は、当事者団体のメンバーとともに「茅ヶ崎いんくる隊」を結成し、座間市や兵庫県龍野市などの活動も参考にプログラムを作り、講話だけでなくちょっとした体験を取り入れ、知的障がいや自閉症の子どもへの理解を深める活動を始めています。

話を聞くだけでは“見えにくい・わかりにくい障がい”も、ちょっとしたワークショップを取り入れる工夫で、障がいのある人が見ている世界を理解でき、近年地域でも増えてきている発達障がいなどの子どもたちへの対応の仕方を学ぶことで、緩やかに見守る意識が地域に育つ効果が期待されています。



日常とは違う体験を経て得たものを、日常の生活の中で生かせるよう、卒業を控えた中学3年生を対象に、「認知症学習」、「育児体験」、「シニア体験」の福祉体験学習を中井中学校と、中井町社会福祉協議会、中井町健康課との協力により、実施しています。

2016（平成28）年度開催においては、町内では初めて中学生を対象とした「認知症サポーター養成講座」を開き、認知症に対する理解を深めました。

「育児体験」では、なかなか触れる機会のない乳児の抱っこや着替えについて乳児を模した人形を活用し、育児を体験してもらい、「シニア体験」では、模擬体験の装具を着用し、高齢者の視点等の実際を体験するプログラムとしました。

本体験を通し、これから町を出て進学・就職等の進路に進む年代の生徒に、知識・技術の普及はもとより、中学生という多感な時期に「福祉」とはという視点を持ってもらう機会ととらえ、継続している取組みです。

2 地域（まち）づくり

【課題】

高齢単身世帯の増加、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景に、複合的な課題を抱えたまま社会的に孤立し、制度の狭間にいる人々や、グローバル化の進展に伴い増加する外国籍県民などを地域全体で支えるため、地域福祉の担い手が互いに連携・協働するまちづくりが必要になっています。

また、県は、高齢者や障がい者などが自らの意思で自由に移動し、社会参加することができる「まちづくり」の実現に向け取組みを進めてきましたが、ハード面での環境整備だけでなく、「ともに生きる社会かながわ憲章」の実現に向けて、心のバリアを取り除く取組みを推進するとともに、誰もが必要とする情報にアクセスできるよう、ソフト面での環境整備を含め、バリアフリーの街づくりをより一層推進する必要があります。

さらに、南海トラフ地震など大規模災害発生 of 切迫性が指摘される中、自力避難が困難な高齢者や障がい者、外国籍の方々などを災害から保護するため、平常時から避難支援体制を構築しておくことが重要です。

【施策の方向性】

○ 地域における支え合いの推進

ボランティア活動や地域住民による「多世代居住のまちづくり」の推進、買い物弱者に対する支援を図るとともに、民生委員・児童委員や企業等営利団体など、地域福祉の担い手による見守り活動の充実を図ることにより、地域住民等の活動による支え合いのまちづくりを推進します。

また、NPO等非営利団体との連携・協働を推進するとともに、外国籍県民の生活に関する相談や教育環境の整備等の取組みを通して、外国籍県民の暮らしやすさを支援します。

【主な目標：ボランティアコーディネーター研修の着実な実施】

市町村ボランティアセンター職員及び社会福祉施設職員を対象として、地域の活動拠点において、ボランティアのまとめ役となるコーディネーターについて、これまでの養成実績を踏まえ、毎年60名ずつ養成していきます。

年度	2007(H19) ～ 2016(H28)※	2017(H29)	2018(H30)	2019(H31)	2020(H32)
ボランティアコーディネーター 研修受講者数	1,107人	60人 (1,167人)	60人 (1,227人)	60人 (1,287人)	60人 (1,347人)

※ 2007（平成19）～2016（平成28）年度は、実績数となります。（神奈川県社会福祉協議会調べ。）（ ）の人数は、2007（平成19）年度からの累計となります。

※ 2015（平成27）年度以前の名称は、「ボランティアコーディネーター・相談員研修」といい、また、2007（平成19）年度の「ボランティアコーディネーター新任者研修」の人数を含みます。

○ バリアフリーの街づくりの推進

公営住宅、公共施設等のバリアフリー化など、ハード面での環境整備を図り、「ともに生きる社会かながわ憲章」の実現に向けて、心のバリアを取り除く取組みを推進するとともに、ソフト面における情報アクセシビリティ^(※)の向上や手話の普及を図ることで、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるバリアフリーの街づくりを推進します。

【主な目標：公営住宅のバリアフリー化の推進】

県営住宅の入居者の高齢化が進行し、高齢化に伴う、高齢者向け住宅の需要の一層の高まりと、県営住宅のバリアフリー化の推進が必要なことから、成果目標を次のとおり設定します。

<成果目標>

2020（平成 32）年度末までに、2016（平成 28）年度末時点の県営住宅数 218 団地 45,390 戸のうち 24,000 戸（53%）において、県営住宅における高齢者にも使いやすい住宅として整備を行います。

○ 災害時における福祉的支援の充実

平常時から介護職員等を派遣する団体間の連携強化や人材育成を図ることにより、大規模災害時にも機能するネットワーク体制を整備するとともに、災害時に備えた多言語情報の提供や災害時通訳ボランティアの拡大による外国籍の方々への支援の充実を図ることで、災害時も支え合うまちづくりを推進します。

【主な目標：要配慮者支援に関わる介護職員等の資質向上】

東日本大震災時に、本県から派遣された介護職員は延べ 1,000 人日であったことから、大規模震災に備え、2020（平成 32）年までの 3 年間で、1,000 人規模の介護職員を対象に研修を実施していきます。

年度	2016(H28) [※]	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)
要配慮者支援に係る研修の受講者数	176 人	350 人 (526 人)	350 人 (876 人)	350 人 (1,226 人)	350 人 (1,576 人)

※ 2016（平成 28）年度は、実績数となります。（県保健福祉局調べ）

（ ）は 2016（平成 28）年度から 2020（平成 32）年度までの累計となります。

(1) 地域における支え合いの推進

支援策 9 地域住民等の活動による支え合いのまちづくりを推進します。

ア ボランティア活動及び当事者活動の推進

- 県社会福祉協議会において、ボランティア活動に関する総合相談、情報提供及び「ボランティアコーディネーター」の人材育成等を実施し、広域的な視点からボランティア活動の推進を図ります。(民間)(支援策3再掲)
- 共通の悩みや問題を抱える人やその家族が、自主的に行うセルフヘルプ等当事者団体の活動を支援します。(民間)
- 市町村ボランティアセンター職員の育成に向けた研修の実施など、市町村ボランティアセンターの機能強化を支援し、地域におけるボランティア活動を支援します。(民間)

イ 地域支え合い活動の普及と促進

- 地域における買い物弱者の実態を把握し、必要な支援を検討します。また、2011(平成23)年度に作成した「地域の支え合いによる買い物支援・見守り活動事例集」を改訂し、市町村やNPO等に情報提供することで、買い物弱者を支援します。(県)
- 少子高齢化や空き家の発生によって活力が低下している住宅地において、子どもから高齢者までの多世代が近くに住み、互いに支え合い、誰もがいきいきと生活できるよう、普及啓発や地域への展開等により「多世代居住のまちづくり」を推進します。(県)
- 老人クラブが中心となって、会員や民生委員・児童委員、ボランティア等からなる「友愛チーム」をつくり、一人暮らしの高齢者世帯等を訪問し、相談相手や話相手になったり、簡単な家事の手伝い等を行う友愛訪問活動を支援します。(県)
- 入居者の高齢化が進んでいる県営住宅において、高齢者が支え合う場や地域の保健・医療・福祉の拠点づくりを行い、高齢者が健康で安心して住み続けられる「健康団地」として再生していきます。(県)
- 市町村や地域団体など、関係機関と情報共有等を行い、地域における子ども・青少年の居場所づくりの取組みを促進します。(県)

ウ 民生委員・児童委員の活動支援

- 民生委員・児童委員を対象に、新任研修・リーダー研修・テーマ別研修などを体系的に実施し、活動に必要な知識の習得を図るとともに、各種支援制度の解説や日々の活動に役立つ情報を盛り込んだ民生委員児童委員活動の手引きを作成します。(県・指定都市・中核市)(支援策3再掲)

- 民生委員・児童委員が行う一人暮らしの高齢者世帯等への訪問活動などに対し、支援します。(県・指定都市・中核市)
- 民生委員・児童委員の担い手確保の好事例などを共有するための市町村間の情報交換の場を設置するとともに、民生委員・児童委員の役割や活動を普及啓発することにより、活動しやすい環境づくりを推進します。(県)
- 県域の民生委員・児童委員の資質向上や相互の連絡連携を図る組織である県民生委員児童委員協議会が行う研修等の活動を支援します。(県)(支援策3再掲)

エ 子育て支援活動の推進

- 事業者や個人・団体等が取り組む子ども・子育て支援活動のモデルとなる活動を「子ども・子育て支援大賞」等として表彰し、自主的な子ども・子育て支援活動の活性化と県民総ぐるみの取組みへの機運醸成を図ります。(県)

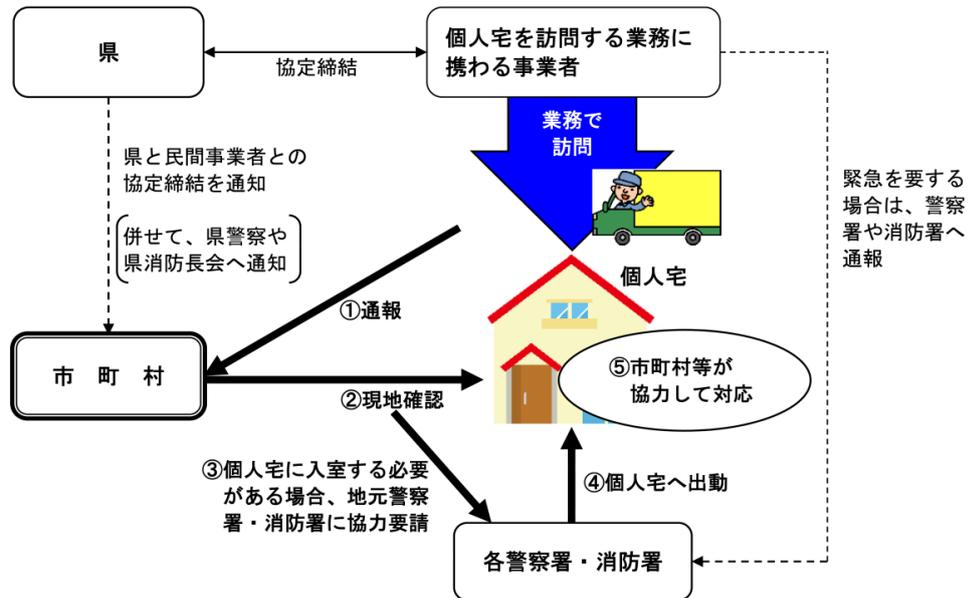
オ 地域見守り活動の推進

- 誰もが孤立せず、地域で安心して暮らしていけるよう、孤立死・孤独死等のおそれのある世帯をいち早く発見し、行政の支援につなげることを目的として、個人宅を訪問する事業者と地域見守り活動を進めるための協定を締結します。(県・民間)



地域見守り活動に関する感謝状贈呈式の様子

【「地域見守り活動に関する協定」のしくみ】



【「地域見守り活動に関する協定」締結団体】

(57 団体 ; 2018 (平成 30) 年 2 月 現在)

- (公社)神奈川県LPガス協会
- 神奈川県新聞販売組合
- 京浜新聞販売組合
- ヤクルト販売(株)
神奈川県中央、神奈川県東部、湘南、小田原、厚木
- 神奈川県雪印メグミルク協会
- 生活協同組合
うらがCO-OP、ユーコープ、ナチュラルコープ・ヨコハマ、パルシステム神奈川県ゆめコープ、横浜北生活クラブ、横浜みなみ生活クラブ、かわさき生活クラブ、湘南生活クラブ、さがみ生活クラブ、福祉クラブ、全日本海員、富士フィルム、医療生協かながわ、神奈川県北中央医療、神奈川県みなみ医療、川崎医療、東都、やまゆり
- 信用金庫
横浜、かながわ、湘南、平塚、さがみ、中栄、中南

- (公社)神奈川県宅地建物取引業協会
- 農業協同組合
横浜、セレス川崎、よこすか葉山、三浦市、さがみ、湘南、伊勢原市、秦野市、厚木市、県央愛川、かながわ西湘、相模原市、津久井郡
- 佐川急便(株)西関東支店
- ヤマト運輸(株)関東支社
- (株)サンメディック
- 日本郵便(株)南関東支社
- 明治安田生命保険(相)
横浜支社、川崎支社、大船支社、平塚支社、町田支社
- (株)横浜調剤薬局
- (株)東戸塚調剤薬局
- (株)横浜菊名薬局
- (株)神奈川県エルピーガス保安センター

人命救助につながった活動例

- ・ 70代一人暮らしの住人宅で、配達した新聞が3日分たまっていたことに気がついた。呼び鈴を押したが反応がなく、異変を感じ役所へ通報した。通報を受け役所から依頼を受けた地域包括ケアセンター職員が訪問、警察へ連絡して室内を確認したところ、動けない状態で倒れており、病院へ搬送された。
- ・ お弁当を配達したところ、いつも直接渡しているのだが、この日は出てこなかった。様子がおかしいと感じ声をかけてみた。すると、「助けてくれ」との声が聞こえた。慌てて室内に入ると、前日体が動かなくなり、倒れてそのまま動けずにいたとのこと。すぐに救急車を呼び、病院で治療を受けた。

支援策 10 NPO等との協働・連携によるまちづくりを推進します。

- 地域の課題を効果的に解決するため、「ボランティア団体等と県との協働の推進に関する条例」に基づき、先進性、専門性、行動力といった特性をもつNPO等との協働を推進します。

【ボランティア団体等と県との協働事業の例】

協働事業実施団体：NPO法人 ミニシティ・プラス
事業実施年度：2014（平成26）年度から2018（平成30）年度まで
事業の内容：NPO法人ミニシティ・プラスと県（青少年課、商業流通課、都市整備課、高校教育課）が協働して、まちづくりに積極的に関わろうとする県内各地の小学校高学年から高校生までの子どもを「特命子ども地域アクター」として養成し、担い手不足、マンネリ化等の課題を抱える地域まちづくりの現場へと派遣する。

【ボランティア団体等と県との協働事業の例】

協働事業実施団体：NPO法人 ReBit
事業実施年度：2015（平成27）年度から2019（平成31）年度まで（予定）
事業の内容：NPO法人ReBitと県（雇用対策課、人権男女共同参画課、青少年課、がん・疾病対策課）が協働して、県内の若者就労支援機関等に対し、LGBT（性的少数者）について理解の普及を図り、また、併せて、当事者に対し、キャリアカウンセリング等を実施し就労を支援する。

【ボランティア団体等と県との協働事業の例】

協働事業実施団体：NPO法人 湘南DVサポートセンター
事業実施年度：2012（平成24）年度から2016（平成28）年度まで
事業の内容：NPO法人湘南DVサポートセンターと県（子ども教育支援課）が協働して、スクール・バディ・サミット（中学生）やユースリーダー養成（高校・大学生等）、いじめ防止プログラム指導者養成講座（成人）により、いじめ防止に係る人材を育成するとともに、普及啓発のため、いじめ防止教室を行う。

支援策 11 外国籍県民の暮らしやすさを支援します。

ア 生活に必要な情報の提供

- 多言語生活情報誌「こんにちは神奈川」の作成や、県ホームページにおける多言語情報の提供等により、外国籍県民を支援します。(県)
- 日本語を母語としない外国籍県民や来県する外国人からの医療や保健、防災などの生活や安全・安心に関わる問合せに応じるコールセンター「多言語ナビかながわ」を設置し、多言語による情報支援の充実を図ります。(民間)

イ 相談支援の実施

- 「地球市民かながわプラザ」等において外国籍県民相談を実施します。(民間)
- 外国籍の方が抱える労働問題や労働トラブルについて、専門相談員(大学教授や弁護士)が通訳とともに相談に応じます。(県)

ウ 教育環境の整備

- 在県外国人等特別募集実施校及び日本語を母語としない生徒が多く在籍している県立高等学校に、外国籍生徒支援担当者(職員)を置き、日本語を母語としない生徒支援に必要な通訳や支援者(サポーター)を派遣します。(県)

(2) バリアフリーの街づくりの推進

支援策 12 バリアフリーの街づくりを推進します。

ア バリアフリーの街づくりに向けた普及啓発

- 「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」^(※)に基づく実効性のある取組みを進めるため、「神奈川県バリアフリー街づくり推進県民会議」を通して、広く県民の意見を収集し、バリアフリーの街づくりの推進につなげる提案・発信や協働の取組みを進めます。
また、「バリアフリーフェスタかながわ」の開催や「神奈川県バリアフリー街づくり賞」の実施、「カラーバリアフリーの普及啓発」等により、バリアフリーの街づくりに向けた普及啓発を行います。(県・市町村・民間)
- 本県における障がい者の理解を促進し、障がい者への理解や障がい者の地域における社会参加を促進するため、心のバリアフリー推進員の養成、企業研修のコーディネート、研修講師の派遣等を行います。(県)(支援策1再掲)
- 「ともに生きる社会かながわ憲章」の実現に向けて、民間とも連携しながら、様々な普及啓発を通して心のバリアを取り除く取組みを進めます。(県)(支援策1再掲)

イ バリアフリーの街づくりの推進

- 県営住宅の建替えに当たって、すべての住戸で室内の段差解消や手すりの設置など「バリアフリー化」を進め、一部の住戸については、障がい者向けの特定目的住宅として供給します。(県)
- 既存の県営住宅においても、段差の解消や手すりの設置等を計画的に行うとともに、居住者の必要に応じて、バリアフリー化を行い、高齢者等に配慮した住環境を整備します。(県)
- 既存の公共施設の改良・改造を行う市町村等に対し、財政的支援を実施します。(市町村・一部事務組合)
- 県管理道路において、高齢者や障がい者など、誰もが自らの意思で自由に移動できるよう、幅の広い歩道や段差のない歩道の整備に取り組みます。(県)
- 高齢者や障がい者などが安心して道路を横断できるように、バリアフリー対応の信号機等の整備を推進します。(県)
- 高齢者や障がい者など、誰もが公共交通機関を安全かつ円滑に利用できるようにするため、鉄道事業者が行う鉄道駅舎のエレベーター整備やホームドアの設置を促進します。(民間)
- 重度障がい者の地域生活移行をはじめとした移動制約者の社会参加に必要な移動手段を確保するため、事業者の福祉タクシー車両導入を支援します。(県)

- 公共交通機関を利用して移動することが困難な要介護者などを対象として、通院、通所、レジャー等を目的とする送迎を有償で行う福祉有償運送について、制度の普及啓発を図るため、高齢者や障がい者等の相談に応じる行政職員及び相談支援機関の職員等を対象とした制度説明会や研修会を実施します。(県)
- 高齢者や障がい者など誰もが安全で快適に公園を利用できるよう、園路の段差解消や手すりの設置など、県立都市公園施設のユニバーサルデザイン^(※)化を推進します。(県)



「バリアフリーフェスタかながわ」の様子

下2枚：神奈川県バリアフリー街づくり賞の例

地域に開放されたカフェを設置するなど、地域の人達にも自然に使ってもらえるよう工夫して設計された障がい者施設（ハード部門受賞）



支援策 13 情報アクセシビリティの向上を図ります。

ア 情報提供の充実

- 高齢者及び障がいのある人を含むすべての利用者が、使用している端末・ウェブブラウザなどに関わりなく、県ウェブサイトで提供する情報を利用できるように、情報アクセシビリティの維持・向上及びJ I S規格に基づく検証・試験を実施します。(県)
- 障がい者等に対応したI T機器やソフトウェアの情報を提供するとともに、I Tに係る相談等により、障がい者の社会参加を促進します。(民間)
- 視覚障がい者の社会的自立を促進するため、「神奈川県ライトセンター」において、点字・録音等による情報の提供、相談指導、訓練及びスポーツの振興並びにボランティア活動の振興、育成を図ります。(県)
- 「県のたより」の点字版と録音版を作成し、必要な方に配付するとともに、県のウェブサイトにおいて、閲覧者が音声読上げ・ルビ振りの機能を利用できるホームページ閲覧支援サービスを導入することにより、情報アクセシビリティの向上を推進します。(県)
- 聴覚障がい者の社会的自立を促進するため、「神奈川県聴覚障害者福祉センター」において、各種の指導、訓練及び日常生活に必要な情報の提供を行うとともに、手話通訳者・要約筆記者の養成・派遣等を行います。(県)
- 手話通訳者の養成を担当する講師を育成し、手話通訳者養成の水準を高め、拡充を図ります。(県)
- 聴覚障がい者等が県庁及びその周辺の県機関に来庁した際のコミュニケーションを円滑に行うために手話通訳者を設置します。(県)
- ろう者に手話で情報を伝えるため、知事定例記者会見や県が主催するイベント等に手話通訳者を配置し、また、テレビ神奈川の「カナフルTV」における手話による情報提供を実施します。(県)
- 点字又は音声による候補者情報の提供等、情報通信技術の進展等も踏まえながら、障がい特性に応じた選挙等に関する情報提供に努めます。(県)
- 県の合同庁舎等において、タブレット型端末を活用し、ろう者へのコミュニケーション支援を図るため、「遠隔手話通訳サービス」を提供します。(県)

イ 手話の普及

- 「神奈川県手話言語条例」^(※)に基づき、手話の普及、手話に関する教育及び学習の振興、手話を使用しやすい環境の整備のための各施策を推進します。(県)
- ろう者とろう者以外の者の交流の場や、県民が実際に手話と出会う機会など、手話普及推進イベントを行うとともに、手話学習用冊子の作成や、民間事業者等への働きかけによる従業員向け手話講習会を開催し、手話やろう者への理解を促進します。(県)

(3) 災害時における福祉的支援の充実

支援策 14 災害時における福祉的支援の充実を図ります。

ア 災害救援ボランティアへの支援

- 平常時から、地域の中で顔の見える関係づくりや災害救援ボランティア^(※)のネットワーク化を図るとともに、地震等の災害が発生した際に、県内外から参集するボランティアを被災地の状況に合わせて効果的な活動ができるようコーディネートする人材を育成する取組みを進めます。(県)
- 大規模災害時に、「災害多言語支援センター^(※)」を設置し、外国人被災者に情報提供と通訳・相談を行うため、災害時通訳ボランティアに対する研修を行います。(民間)

イ 地域支援体制の促進

- 災害時における地域支援体制を促進するため、民生委員・児童委員、行政や社会福祉協議会の地域福祉担当職員等を対象とした研修や会議等を活用した情報提供を行います。(県)

ウ 市町村への支援

- 市町村が福祉避難所を確保・運営していく上で、抱えている課題等の実態を把握・共有し、課題解決に向けた協議を市町村と行う等、必要な支援等を行います。(県)

エ 要配慮者支援の充実

- 大規模災害時に高齢者や障がい者等の要配慮者を広域的に支援するため、関係団体等と協働して、「かながわ災害福祉広域支援ネットワーク^(※)」を構築し、大規模災害時には、福祉避難所等へ介護職員等を派遣できるよう、平時から支援を行う団体間の連携強化や人材育成を行います。(県・市町村・民間)

オ 県内避難者への支援

- 東日本大震災等に係る県内避難者の安定した生活や早期帰還のため、関係団体等と連携し、避難者の状況に合わせた、きめ細かな支援を行います。(県・民間)

【県社会福祉協議会の取組み】

大規模災害が起きた時には多くの市民が被害を受け支援が必要となることから、過去の災害時での取組みや、社会福祉協議会の持つノウハウ、ネットワークを活かし、市町村社会福祉協議会と連携して災害ボランティアセンターの立ち上げ、運営の支援を行います。

また、とりわけ福祉的なニーズのある方々への対応が困難に直面しがちになるため、種別の社会福祉施設から構成される各協議会やこの協議会を束ねる施設部会において、東日本大震災、熊本地震で被害にあわれた福祉関係者や支援を行ってきた施設職員等を招き、利用者支援等の実際について学習を重ねるとともに、県内の同じ種別の施設間の災害時の連携に向けて取り組んでいます。

【かながわシェイクアウト（いっせい防災行動訓練）】

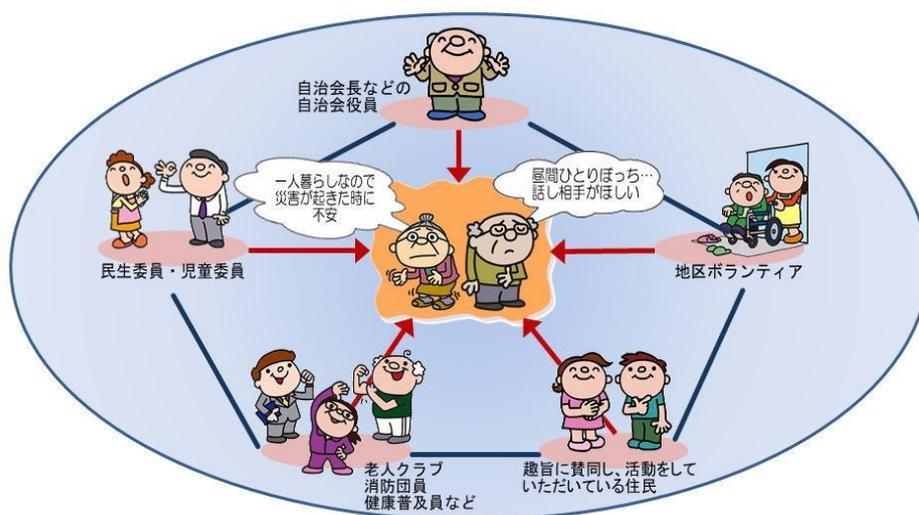
地震災害から「いのち」を守るためには、自らの身は自らで守る「自助」が重要です。

県では、「自助」の意識の向上を図るため、県民・事業者・行政機関などに広く参加を呼びかけ、地震発生時の安全確保行動を県内全域で行う「かながわシェイクアウト（いっせい防災行動訓練）」を実施しています。



きずなチームは、地区の実情に合わせ単位自治会または、民生委員・児童委員の担当エリア等を範囲に、自治会長、民生委員・児童委員、地区ボランティア、地区社会福祉協議会関係者等を構成員として組織され、主には、日常的な見守り活動を中心に行っています。

そのほか、一人暮らし高齢者等への手紙や年賀状でのあいさつ活動、慰問活動、高齢者等との交流会、いきいき健康事業、ふれあいサロン、視察研修、敬老会、防災訓練等地域の行事等の際重要な役割を担っています。



各種団体の連携による見守り活動（桜井地区）

桜井地区では地区社会福祉協議会が中心になって、自治会、民児協、老人クラブ、ボランティア会などと連携して高齢者の見守り活動を進めています。

各種団体の役員さんが一緒になって、高齢者のお宅を訪問することによって、お互いが顔見知りになるきっかけにもなっています。



湯河原町地域福祉活動計画を推進する中で、町民参画を目的とした様々な取組みを計画考案してきました。しかし、思うように周知が進まず、成果に結びつきませんでした。町民にわかりやすく、シンプルで継続性を見込める取組みを模索する中、1市3町による生活保護受給者等就労自立促進事業協議会会議にて、県社協から事例としてフードドライブの話がありました。身近な取組みと考え、活動計画推進委員会に提案、独自の要項を策定し、実施する運びとなりました。不易な取組みとして定着するよう地道な推進をします。

(具体的な内容)

- ① 町民へ食材提供のお願い(全戸配布資料作成・社協広報紙や地方紙等に掲載)
- ② 提供いただいた食材は生活保護初回交付、生活福祉資金借入等の「つなぎ」として支援施策対象者等に配布
- ③ 配布は原則1回として、複数回の支援は行わない

現在は、食材在庫(町民からの提供分)が十分でないことから、支援施策受給の「つなぎ」として支援しています。また、年金受給者で想定外の出費等で生活費不足の事態と判断された場合にも対応しています。今後は食材在庫状況により、利用対象の拡大等も検討していきます。

(効果)

町民への周知・参画は少しずつではありますが成果が見られます。ボランティア活動と異なり、時間の制約等がなく気軽に参画(食材提供)できることが理由の一つと考えられます。実際に食材配布を受けた人の中には、地域から孤立をした人もいます。これをきっかけに心を開いてくれて、先々の支援・自立につながった事例もあります。提供する人も、受ける人も「地域のつながり、人の支え」という温もりを感じられると思います。

町内施設からも大量の食料備蓄品(防災用)をご提供いただきました。思わぬ形で施設との連携ができ、今後ともご協力いただけることとなりました。



市内の森の里地区は、地区全体がバス停から300メートル以内のバス勢圏となっていますが、坂も多く、地区住民の高齢化も進み、高齢者にとってはバス停までの移動も大変で買い物や公共施設などへの移動が大きな負担となっていました。

そこで、地域住民の負担を軽くしたいと住民の発案が「厚木市市民協働事業提案制度」に採択され、地域住民が主体となって運営する無償の地域内循環コミュニティバスの運行が始まりました。

現在では月・水・金の週3回、1日8便を運行し、運転手や乗降時の介添え役も地域住民が担っています。

また、地域福祉推進委員会が主催する事業の際に臨時便を運行することで、地域福祉サービスの輪が広がっています。

コミュニティバスの運行は、高齢者の利便性を高めることだけでなく、住民同士のコミュニケーションの場となっており、高齢者だけでなく子育て世代も利用することで、世代間交流の場となっています。



大和市では、2008（平成20）年度から毎年1回、避難行動要支援者支援制度の対象者に対して、災害時に避難支援を受けるために、個人情報地域に提供することの同意調査を郵送で実施しています。

2016（平成28）年度末時点で、回答のない人が要支援者全体の約2割程度おり、中には支援が必要であるにもかかわらず制度の内容が理解できない等の理由により、回答していない人が含まれていることが想定されます。そのため、回答をしていない要支援者の意向を把握するため、市職員による同意調査未提出者への個別訪問を2017（平成29）年度から実施しており、制度への理解を深めてもらうとともに、同意・未同意の意向確認を実施しています。

効果としては、本当に支援を必要としている人の見落としを防ぐことが期待されます。

2016（平成28）年度に葉山町と協働で策定した地域福祉（活動）計画において、高齢化30%を超え、駅がなく山坂が多い町内の高齢者等の交通の問題が重点課題として位置付けられました。計画策定時の「交通バリアフリーワーキンググループ」では通院や買い物その他、高齢化が進みミニデイ・サロンに参加できなくなるなど交通問題と孤立に深い関係があることを共有しました。

その後、ワーキンググループ参加者が中心となり、特非）かながわ福祉移動サービスネットワークをオブザーバーに招き、住民主体の送迎サービスの普及を目指す「交通バリアフリー協議会」を設置しました。協議会は葉山町社会福祉協議会と葉山町が事務局を務め、無償送迎活動に名乗りを上げた堀内地区をモデルに、福祉有償運送事業所、交通問題に取り組む市民団体、小地域福祉活動推進組織、ミニデイサービス、通所リハビリテーションや通所介護事業所、NPO、警察署などで構成し、○担い手の確保と育成、○リスクマネジメント等活動マニュアル、○活動に対する行政や社協の支援等について、参加団体に何ができるのかという視点を持ちながら検討を重ねています。

協議の内容

- ①小地域を単位に住民主体で行う無償送迎サービスの普及
- ②福祉有償運送事業所による介護保険生活支援型サービスDの実施
- ③住民主体の送迎サービス実施に関する行政の支援と取組み

協議会では担い手の確保と育成の課題に対応するため、協議会参加団体の有志でミニ実行委員会を組織し、自前で講師を務める研修会を企画しました。

現在、堀内地区以外の2地区が無償送迎活動を検討しており、今後は各地区共通のリスクマネジメント等活動マニュアルの標準化、介護保険介護予防・日常生活支援総合事業生活支援型サービスDの企画など協議会機能を活かして様々な活動を行う予定です。



3 しくみづくり

【課題】

福祉に関する生活上の課題は、多様化、複雑化しています。こうした課題に対応するためには、地域住民が主体的にその課題を「我が事」として把握し、解決を試みることができる環境の整備や、住民に身近な圏域において、一つの世帯で要介護の親と障がいのある子がいるなど、本人や世帯の抱える課題を「丸ごと」受け止める体制を構築する市町村への支援や、課題等を抱える当事者同士の活動への支援、さらに誰もが地域で暮らすことができる場所の確保などが必要です。

また、高齢者、障がい者や児童への虐待（相談）件数の増加、県内の自殺者数をみると、虐待の未然防止や迅速な対応、自殺対策等、いのちや尊厳を守る取組みの強化や、地域における権利擁護の推進が必要であるとともに、今後の高齢者の割合の増加に伴い、認知症施策や適切な福祉サービスの利用への支援など、年をとっても、障がいがあっても主体性をもち、住み慣れた地域で安心して、いきいきと生活できるよう取組みを進めていく必要があります。

さらに、被保護世帯数及び保護率の増加、若者の失業率や子どもの貧困率の高さから、生活困窮者等への自立支援や、若者への職業的自立支援、ひとり親の就労支援や相談支援の取組みを推進していく必要があります、併せて、矯正施設^(※)退所予定者等の社会復帰、再犯防止に向けた計画的な取組みが必要です。

【施策の方向性】

○ 福祉に関する生活上の課題への対応

包括的な支援体制の整備や共生型サービスの展開等「我が事・丸ごと」の地域づくりに向けて、市町村間の情報共有の場づくりや市町村への技術的助言を実施します。

課題等を抱える当事者同士が支え合うセルフヘルプ活動を支援します。

また、障がい者の意思決定支援を丁寧に行い、一人ひとりの意思を尊重した生活が送れるよう、グループホームや一般住宅等、地域での多様な居住の場への移行を推進し、さらに、住宅確保に困難を抱えている低所得者や高齢者、障がい者等に対して、空き家等の活用により、安心して暮らせる住宅を確保するしくみづくりに取り組みます。

【主な目標：福祉施設の入所者の地域生活への移行】

地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障がい者（以下「施設入所者」といいます。）について、グループホーム、一般住宅への移行を推進することとし、2020（平成32）年度末までに地域生活に移行する人の成果目標を次のとおり設定します。

<成果目標>

2020（平成32）年度末までに、2016（平成28）年度末時点の施設入所者数4,899人のうち、470人（10%）が地域生活へ移行することを目指します。

一方、今後、新たに施設に入所する人のニーズを勘案し、2020（平成32）年度末の施設入所者数としては、2016（平成28）年度末に対して、74人（2%）の減少を見込みます。

○ 高齢者・障がい者や児童等の尊厳を支え、守り、いきいきとした暮らしを支援する取組みの充実

高齢者、障がい者や児童等への虐待の未然防止や早期発見に向けて、民生委員・児童委員等の地域福祉関係者、各相談機関や施設等の従事者に対する研修の実施を通じて、相談機能の強化に取り組みます。

また、法人後見の立ち上げ支援や市民後見人の養成などの成年後見制度の利用促進や、認知症の人やその家族を支援する相談体制の充実など、地域で安心して暮らすことができるしくみづくりに取り組みます。

さらに、「人生100歳時代の設計図」の取組みの推進や、「食・運動・社会参加」を中心とした未病の改善により、健康寿命の延伸を目指す取組みなど、誰もがいきいきと暮らすことができるよう支援します。

そのほか、こころの健康の保持・増進のための相談支援や「ゲートキーパー^(※)」等の人材育成等を行い、自殺対策の強化に取り組みます。

【主な目標：市民後見人養成事業を実施する市町村数の増加】

いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025（平成37）年を見据え、2024（平成36）年までに県内33市町村で市民後見人を養成していきます。

年度	2016(H28) [※]	2017(H29)	2018(H30)	2019(H31)	2020(H32)
市民後見人養成事業実施市町村数	11	12	15	18	21

※ 2016（平成28）年度は、実績数となります。（県保健福祉局調べ）

○ 生活困窮者等の自立支援

生活困窮者の自立相談支援や子どもの学習支援等を行うとともに、働くことに悩みを抱えるニートなどの若者の職業的自立を支援します。

また、ひとり親家庭への就労支援や生活に関する相談支援の充実など、子どもの貧困対策に取り組みます。

さらに、矯正施設退所者等に対する地域生活定着支援や就労支援を進めるとともに、再犯防止に向けた計画を作成します。

【主な目標：生活困窮者等の自立支援】

生活困窮者自立支援事業を実施し、生活保護に至る前の第2のセーフティネットとして、生活困窮者に対する早期の支援の強化を図ります。

相談窓口などの支援情報が広く県民に行き届くよう周知に努め、支援を必要とする方が一人でも多く相談支援につながる取組みを継続していきます。

(1) 福祉に関する生活上の課題への対応

支援策 15 市町村等における相談・課題解決体制のネットワークづくりや包括的支援体制の整備に対して支援します。

ア 相談・課題解決体制のネットワークづくり

- 県全体及び県保健福祉事務所等圏域単位で「地域包括ケア会議」を開催し、医療と介護の連携等について検討し、課題の解決を図ります。また、市町村や地域包括支援センターへ市町村単独では人材確保が困難な専門職員等を派遣し、市町村等の地域ケア会議を支援します。(県)
- 在宅生活を支えるための多職種連携の研修を実施します。(県)
- 「神奈川県発達障害支援センター(かながわA(エース))」において各種の相談、研修、対応が困難な個別支援の検討会議等において専門的な立場から助言を行います。「発達障害者地域支援マネージャー」を県内5か所に配置し、市町村・事業所等支援を行う「発達障害者支援地域協議会」を設置し、医療・福祉・教育・労働等機関と連携して地域支援体制の整備を図ります。(県)
- 各障害保健福祉圏域に設置する「地域生活ナビゲーションセンター」において、圏域自立支援協議会を運営し、圏域の実情に応じ、相談支援、サービス提供、権利擁護、就労支援等のネットワークの形成を図り、重層的な相談支援体制を構築します。(県)

イ 包括的支援体制の整備等

- 市町村及び社会福祉協議会における事業実施状況や地域における課題等の情報共有や検討を行う場を設けます。(県)
- 市町村が整備する包括的支援体制として、地域住民の相談を「丸ごと」受け止める場の設置や、「相談支援包括化推進員」を配置するなど、多機関の協働による体制づくりを支援します。(県)
- 地域の実情に応じた総合的な福祉サービスの提供に向けて支援します。(県)

支援策 16 課題等を抱える当事者活動を支援します。

- 県社会福祉協議会の「かながわボランティアセンター」において、セルフヘルプ活動コーナー及び相談室を設置するほか、セルフヘルプ・グループ^(※)活動支援者会議の実施や交流会等の開催、相談受付等を行います。(民間)
- 長期に入院している精神障がい者の円滑な地域生活移行を促すため、病院及び関係機関とのネットワークを形成し、ピアサポーターによる病院訪問を実施します。(県)

【県社会福祉協議会の取組み】

かながわボランティアセンターでは、生きづらさを抱える方が「初めの一人」と出会う機会を得ることができるよう、セルフヘルプ・グループ活動を支援しています。セルフヘルプ・グループの立ち上げ、運営支援やセルフヘルプ・グループに参加したい方の相談等に対応するとともに、セルフヘルプ活動コーナーにてロッカー・メールボックス・相談室の貸出を行っており、2018（平成30）年1月現在、57グループが登録されています。

「セルフヘルプ活動交流会」「セルフヘルプ活動支援者会議」「セルフヘルプ活動ワーキング」「セルフヘルプ実践セミナー」等の多様な事業を実施し、常にセルフヘルプ・グループの声を聴きながら、セルフヘルプ・グループに関する啓発活動、相談支援活動、情報収集・提供を行っています。

セルフヘルプ活動コーナーの拠点整備は県施策の一環として行われ、現在のセルフヘルプ活動支援事業についても県と県社会福祉協議会とが両輪となって進めています。

セルフヘルプ・グループの特徴

- ① 共通の問題を持つ当事者であること
- ② 参加は自発的なものであること
- ③ メンバーは対等な関係であり、仲間（peer）であること
- ④ 感情を共有していること
- ⑤ 共通のゴールをもっていること
- ⑥ 基本的には専門家の関与がないこと

出典：「当事者活動ハンドブック-疾病・障害をかかえる人たちとともに-」（1998（平成10）年3月、（福）神奈川県社会福祉協議会かながわボランティアセンター）

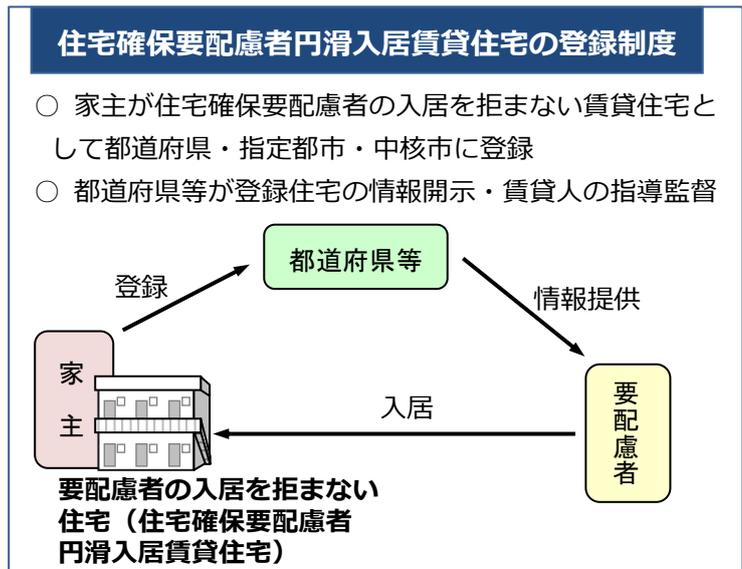
支援策 17 誰もが自分らしく地域で暮らすことができる場所の確保に取り組みます。

ア 地域生活移行や地域定着の推進

- 障がい者一人ひとりの選択に基づく生活を実現していくため、厚生労働省が2017（平成29）年3月に作成した「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」に基づく意思決定支援や相談支援体制の充実に取り組みます。（県）
- 重度障がい者も受け入れが可能なグループホームの整備や運営に対する支援や、重度の障がい者にも対応できる人材養成や施設整備への支援、強度行動障害のある方の支援者養成研修、重度の障がい者を受け入れているグループホームに対して指導・助言を行うしくみづくりに取り組みます。（県）
- 精神障がい者が、住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して、充実した生活を送ることができるよう、入院している精神障がい者の地域生活移行並びに地域生活を継続するための支援を推進します。（県）

イ 住宅の確保

- 賃貸住宅の家主から、低額所得者、高齢者、障がい者、子育て世帯等住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録を受け、当該登録情報を広く県民に提供していくことにより、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図ります。（県・指定都市・中核市）



ウ 矯正施設退所予定者等の社会復帰支援

- 高齢または障がいを有することにより、福祉の支援が必要な刑務所等の矯正施設^(注)退所予定者が、退所後、円滑に福祉サービスを受けられるよう、「神奈川県地域生活定着支援センター」において、地域における社会生活への移行、自立促進を図るための支援を保護観察所と協働で進めます。（県）
- 社会福祉施設等を対象とした刑務所見学会を実施し、受け入れ先の理解促進を図ります。（県）

（注）「矯正施設」は、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいいますが、ここでは、厚生労働省の「地域生活定着支援事業」における定義により、刑務所、少年刑務所、拘置所又は少年院をいいます。

(2) 高齢者、障がい者や児童等の尊厳を支え、守り、いきいきとした暮らしを支援する取組みの充実

支援策 18 高齢者、障がい者や児童等の尊厳を支え、守る取組みを行います。

ア 相談支援体制の構築

- 市町村職員向けに相談援助技術に関する研修会、児童相談所による各地域の要保護児童対策地域協議会への支援を実施します。(県)
- 配偶者等からの暴力被害者支援のため、「県配偶者暴力相談支援センター」において、電話相談、面接相談及び一時保護を実施します。(県)

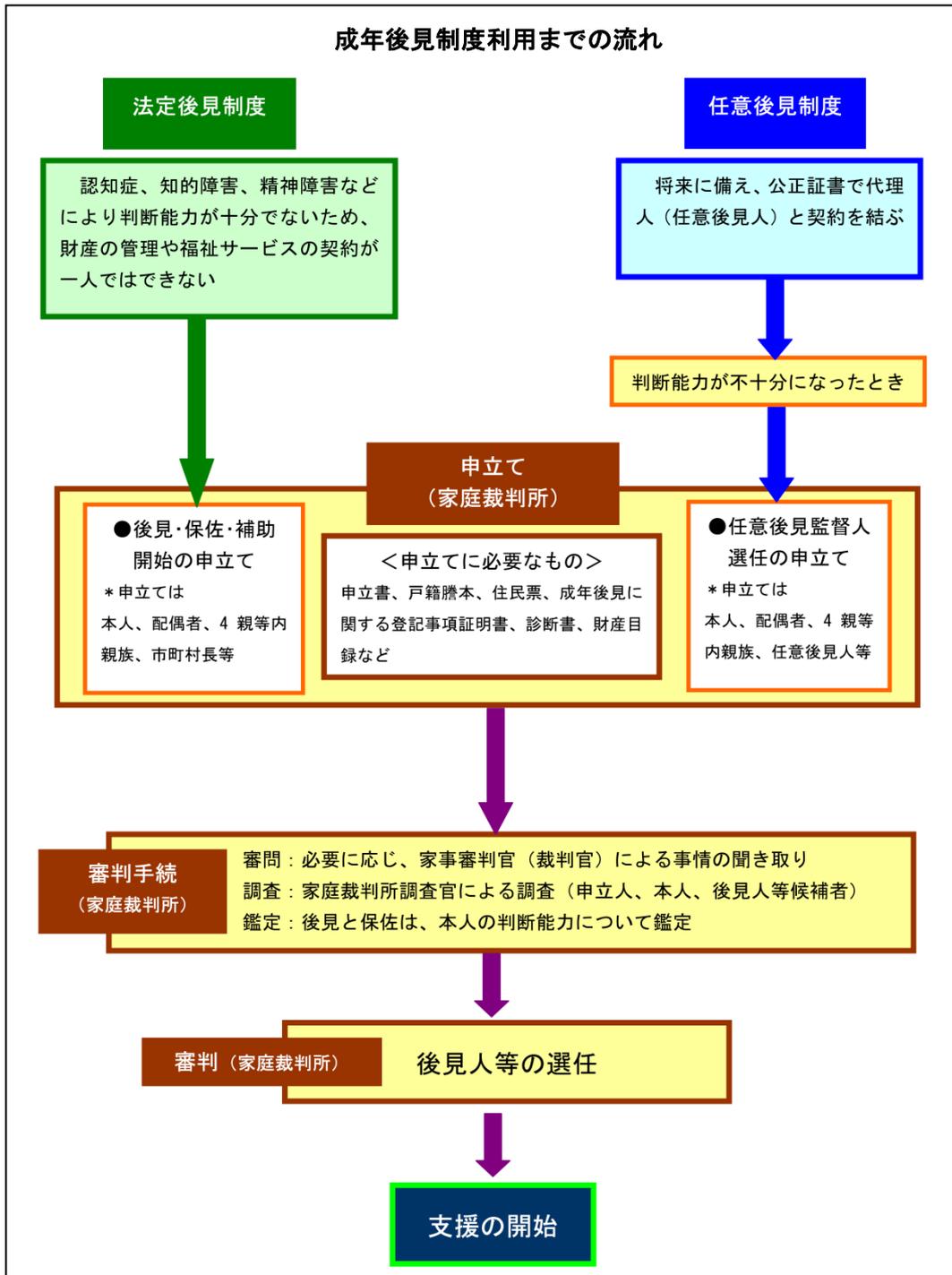
イ 苦情解決体制の充実

- 県社会福祉協議会が設置する、第三者機関「かながわ福祉サービス運営適正化委員会」において、福祉サービスに関する苦情に対し、相談・助言・調査・あっ旋を行い、また、事業者の主体的な苦情解決体制の充実を支援する事業や、県社会福祉協議会が実施する「福祉サービス利用援助」の運営を監視する事業を行います。(民間)

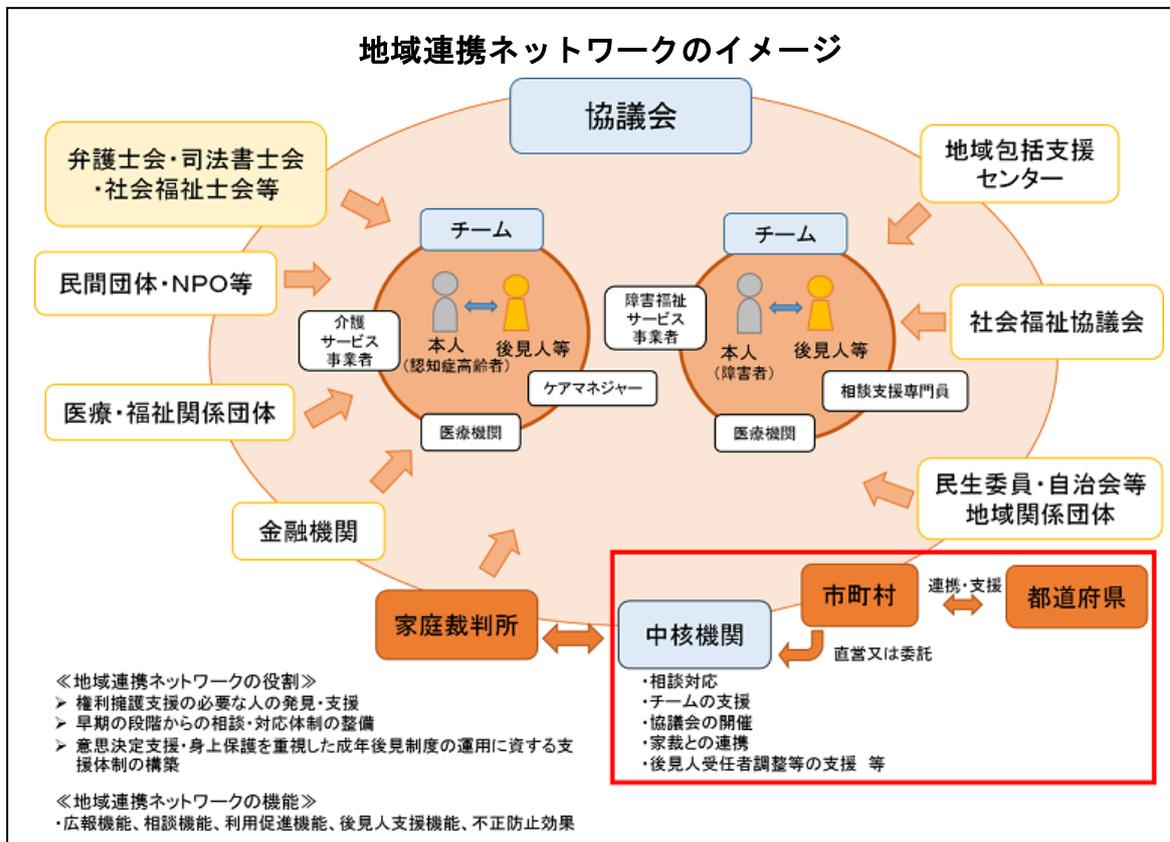
ウ 権利擁護の推進

- 判断能力が十分でない高齢者や障がい者等が、地域で安心して自立した生活を送るために、「かながわ成年後見推進センター」を拠点に成年後見制度の利用を支援します。
また、親族後見人以外の第三者後見人^(※)の担い手として期待される法人後見の担当者や市民後見人の人材育成を図ります。(県)
- 市町村職員等への「成年後見制度セミナー」や、市町村との成年後見制度に関する意見交換会、成年後見に関する横浜家庭裁判所との連絡協議会等の開催により、成年後見制度の普及、市町村職員を含めた関係者の資質向上、及び市町村と家庭裁判所との連携を支援します。(県)
- 市町村が行う後見等の業務を適正に行う市民後見人の人材育成、家庭裁判所への推薦、その他必要な措置の実施に対して支援します。(市町村)
- 介護保険施設等が各地域において自ら高齢者の権利擁護及び身体拘束廃止に関する実践的な取組みができるよう、介護保険施設等の職員を対象として、階層別に研修を実施します。(県)
- 「県障害者権利擁護センター」において、障がい者虐待に関する相談・通報等を受け付けます。また、市町村職員や障害者福祉施設従事者等を対象に障がい者虐待防止・権利擁護に関する専門研修を実施します。(県)
- 「子ども人権相談室事業」において、いじめや体罰、虐待等の人権侵害から子どもを守るため、電話相談「人権・子どもホットライン」や施設職員を対象とした人権擁護研修、基幹的職員研修を実施し、子どもの最善の利益及び意見表明権を確保し、子ども一人ひとりの主体性と人権を尊重する社会づくりを推進します。(県)

成年後見制度利用までの流れ



- どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、市町村における権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の取組状況を把握し、市町村に情報提供するとともに、単独での中核機関の設置が困難な市町村に対しては、複数の市町村による設置につき市町村間の調整を行う等、必要な支援を行います。(県)



注 内閣府資料より。

エ 福祉サービスの利用援助

- 県社会福祉協議会において、判断能力が十分でない高齢者や障がい者等が、地域で安心して自立した生活を送るために、福祉サービスの利用手続きの援助や、日常的な金銭管理などの支援を行う「福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）」を市町村社会福祉協議会に委託し実施するとともに、相談を受け支援計画を作成する「専門員」や、具体的な訪問支援を行う「生活支援員」の資質向上を図る研修等を行います。（民間）
- 介護保険サービスの利用者や家族のサービス選択を支援するため、県が介護サービス事業者から介護サービスに関する情報について報告を受け、事実かどうか確認が必要なものを調査した上で公表する介護サービス情報公表制度の円滑な実施に取り組みます。また、ウェブサイト「介護情報サービスかながわ」において、介護サービス情報の公表制度による事業者情報をはじめ、介護保険サービスの利用者や家族、介護支援専門員（ケアマネジャー）等が必要とする介護・福祉サービスに関する情報を迅速に提供し、サービスの選択を支援します。（県・民間）
- ウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ」において、障がい者等が、個々のニーズに応じた適切なサービスを選択できるよう、県内に所在する障害福祉サービス事業所等に係る情報を広く県民に提供します。（県）
- ウェブサイト「子育て支援情報サービスかながわ」において、行政サービス情報、幼稚園や保育所等の施設情報とともに、妊娠中や子育て中の県民のための設備・サービスのある施設の情報等、子育て支援に関する情報を広く県民に提供します。（県）

オ 福祉サービスの質の向上

- 「かながわ福祉サービス第三者評価推進機構」において、福祉サービス第三者評価の実施体制の整備とともに、受審促進、評価結果の公表を行い、福祉サービスの質の向上と利用者のサービス選択を支援します。（民間）

支援策 19 「人生 100 歳時代の設計図」や未病改善の取組みなど、誰もがいきいきと暮らすことができるよう支援します。

ア 「人生 100 歳時代の設計図」の取組みの推進

- 人生 100 歳時代を迎える中、県民一人ひとりが自分自身の人生の設計図を描き、生涯にわたり輝き続けることができる社会を実現するため、県、市町村や大学、NPO等の多様な主体が情報を共有し、協働して取組みを進めていく「かながわ人生 100 歳時代ネットワーク」を通じて、学びの場から活動の場へつなぐしくみづくりなどを行い、誰もがいきいきと暮らせるよう支援します。(県・市町村・民間)

【「人生 100 歳時代の設計図」とは】

人生 100 歳時代を迎える中、県民一人ひとりがいきいきと充実した人生を送ることができるよう、子どもから高齢者まですべての世代が自分自身のライフデザイン（人生の設計図）を描いていくこと。

イ 未病の改善

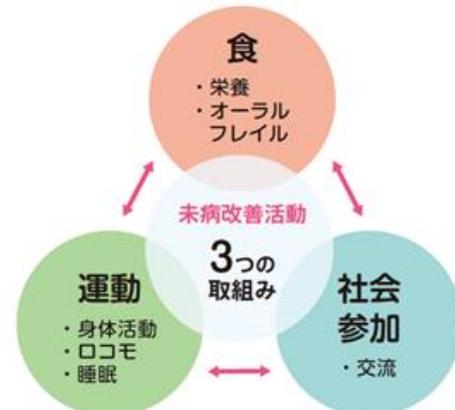
- 「未病センター」は、県民が未病改善を進めるきっかけづくりの場として、身近な場所で誰でも手軽に健康状態や体力等をチェックでき、その結果に基づくアドバイスや、未病改善に関する情報提供を受けることができます。2017（平成 29）年 11 月 1 日現在、市町村や民間事業者により 27 か所が設置されています。(県・市町村・民間)
- 加齢に伴い心身の活力が低下した状態であり、介護に至る要因となる「フレイル（虚弱）」の兆候をチェックするプログラムを活用した測定会を行い、高齢者に自己チェックの機会を提供します。また、測定会の運営を支える「フレイルサポーター」を養成するための研修を実施し、高齢者自らがフレイルサポーターとなり、地域の健康づくりの担い手として社会参加できるしくみを取り入れます。(県・市町村)
- 「未病」の概念及び「未病を改善する」ことの重要性について県民に啓発するため、座学及び実技による「未病サポーター養成研修」を開催します。研修修了者には、「未病サポーター」として、研修で学んでいただいた知識を活かして、地域における「未病」の普及啓発の役割を担ってもらいます。(県)

「未病」の考え方

人の心身の状態は「健康か病気か」といった明確に二つに分けられるものではなく、健康と病気の間で常に連続的に変化しており、この状態を「未病」と言います。



「かながわ未病改善宣言」(2017(平成29)年3月)による「食・運動・社会参加」の3つの取組みの図



- 8020 運動（80歳になっても自分の歯を20本以上保つための取組み）や、オーラルフレイル（心身の機能低下につながる口腔機能の虚弱な状態）対策など、ライフステージに応じた歯及び口腔の健康づくりを推進するため、保健、医療、福祉等の関係者が連携した歯科保健対策を推進します。
また、歯と口腔の健康づくりを推進するため、口腔機能向上等の重要性について普及啓発を主体的に実施する県民ボランティア（8020運動推進員）の養成及び育成に取り組み、その活動支援を行います。（県）
- 認知症のリスク要因・対応策や最新の研究等に関するシンポジウムを開催するなどして、認知症未病改善の普及啓発に取り組みます。（県）
- 認知症のリスクを軽減させることが期待される運動、コグニサイズの普及・定着を推進し、認知症未病改善に取り組みます。また、市町村職員等を対象に、国立長寿医療研究センターが開発した認知機能検査を活用した「認知機能評価研修」を実施し、認知機能評価に関するツールを知る機会とし、MCI（軽度認知障がい）など、できるだけ早期に認知機能の低下に気づくことができる体制づくりに取り組みます。（県・市町村・民間）
- 子どもや保護者が身近な場所で楽しみながら未病改善に取り組めるよう、企業、団体、大学、短期大学及び専修学校が社会貢献事業等の一環として提供する子どもの未病改善に資するプログラムを「子どもの未病対策応援プログラム」として登録し、県内の幼稚園、保育所及び認定こども園並びに市町村施設が希望するプログラムを園内等で実施します。（県）

ウ こころの健康の保持・増進

- 社会生活環境の変化に伴うストレスの増大・蓄積による精神疾患及び自殺の予防を目的として、精神保健福祉センターにおいて、広くこころの健康に関する電話相談を受ける「こころの電話相談」を実施するほか、自死遺族の面接相談、電話相談員研修を実施します。（県）

- 複雑困難な課題を持つ人への地域支援連携体制を確立するとともに、精神障がい者への理解促進を目的として、精神保健・医療に関する専門医による相談及び訪問指導、福祉職及び保健師による訪問、精神保健・精神障がい者についての正しい知識の普及啓発などを実施します。(県)
- 自殺の背景にある様々な社会的要因を踏まえた総合的な自殺対策を推進するため、各分野の関係機関・団体と構成する「かながわ自殺対策会議」を開催し、連携を図ります。
また、県民の自殺に対する理解を深めることを目的に、街頭キャンペーンや自殺対策講演会を実施します。(県)
- 自殺との関連があると言われる「うつ病」等の精神疾患患者は身体症状が出る事が多く、かかりつけの医師等の早期発見・早期対応が重要なことから、かかりつけの医師等を対象に研修会を実施し、精神疾患の診断・治療技術の向上を図るとともに、自殺のサインに気づく「ゲートキーパー」としての役割を担う人材を養成します。(県・指定都市)
- 地域における自殺対策を推進するため、自殺の統計分析や情報の集約を行い、広く県民や関係者に対して自殺対策に関する情報を提供します。
また、関係機関の連携を強化し、自殺対策を総合的に推進するため、地域自殺対策研修、「ゲートキーパー」等の人材養成、地域関係機関支援、地域自殺対策担当者会議の開催、市町村の自殺対策計画支援、市町村等における自殺未遂者及び自死遺族等の取組みに対する支援等を行います。(県)

エ 認知症施策の推進

- 若年性認知症の人やその家族等からの相談及びその支援に携わる人のネットワークを調整する「若年性認知症支援コーディネーター」を配置し、若年性認知症の特性に配慮した就労継続支援及び社会参加支援等を推進します。(県)
- 「かながわ認知症コールセンター」において、認知症介護の経験者等が、認知症の人や家族等からの電話相談に応じ、精神面も含めた様々な支援を行います。また、認知症医療、介護の適切な関係機関へつなぎます。(県)
- 徘徊によって行方不明となった人や保護された人について、警察などの関係機関と連携し、早期発見及び身元確認を行う「徘徊高齢者SOSネットワーク」を運営します。徘徊のおそれがある人の事前登録の推進や警察との連携強化を通じて、ネットワークの再構築を図るとともに、徘徊模擬訓練などを実施し、見守り体制の強化を目指します。(県・市町村)

(3) 生活困窮者等の自立支援

支援策 20 生活困窮者等の自立を支援します。

ア 生活困窮者の自立支援

- 現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対し、地域の社会福祉法人等が有する困窮者支援の専門性やネットワークを活用した自立相談支援を実施し、生活困窮状態からの早期の脱却と地域での自立の促進を図ります。(県・市)
- 離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した方、又は住居喪失のおそれのある方からの申請に対し、審査の上、家賃相当分の住居確保給付金を一定期間支給します。(県・市)
- 生活困窮世帯の子どもの健全育成のため、子ども支援員等を配置し、家庭訪問や個別指導などの実施や、家庭学習を補完する学習の場や安心して過ごせる居場所を運営する事業を実施します。(県・市)
- 「かながわ若者就職支援センター」及び「シニア・ジョブスタイル・かながわ」におけるキャリアカウンセリングを中心とした、相談者の希望や事情に沿った就業支援を実施します。(県)

イ ひきこもり・ニートなどの自立支援

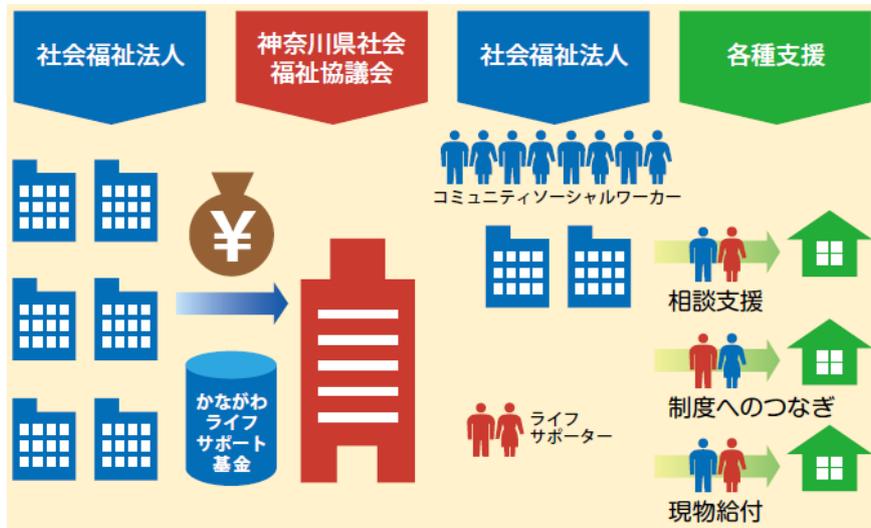
- 「地域若者サポートステーション」を設置・運営することにより、ニート等の若者の職業的自立に向け各人の置かれた状況に応じて個別・継続的に包括的な支援を行います。(県)
- 「かながわ子ども・若者総合相談センター(ひきこもり地域支援センター)」におけるひきこもりの状態にある若者への自立に向けた支援を行います。(県)
- ひきこもりの状態の長期化と高年齢化が指摘されていることから、実態調査を行います。(県)

【県社会福祉協議会の取組み「かながわライフサポート事業」】

事業に参加する社会福祉法人からの財源・人的支出など、社会福祉法人による社会貢献・地域貢献を基として、生活困窮等の課題を有する方に対する総合相談支援を行います。

具体的には、事業に参加する社会福祉法人内の相談支援員等を県社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーとして委嘱し、県社会福祉協議会内のライフサポーターと共に活動を展開します。

「かながわライフサポート事業」のしくみ（県社会福祉協議会ホームページより。）



支援策 21 子どもの貧困対策を推進します。

ア 子どもの貧困対策の総合的な推進

- 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、県では、「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者に対する就労の支援」、「経済的な支援等」の4つを柱として、子どもの貧困対策を総合的に進めます。(県)
- 民生委員・児童委員への研修を実施するとともに、民生委員・児童委員が行う訪問活動などに対し、支援します。(県・指定都市・中核市)
- 現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対し、地域の社会福祉法人等が有する困窮者支援の専門性やネットワークを活用した自立相談支援を実施し、生活困窮状態からの早期の脱却と地域での自立の促進を図ります。(県・市)(支援策 20 再掲)
- 離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した方、又は住居喪失のおそれのある方からの申請に対し、審査の上、家賃相当分の住居確保給付金を一定期間支給します。(県・市)(支援策 20 再掲)
- 生活困窮世帯の子どもの健全育成のため、子ども支援員等を配置し、家庭訪問や個別指導などの実施や、家庭学習を補完する学習の場や安心して過ごせる居場所を運営する事業を実施します。(県・市)(支援策 20 再掲)
- 育児期の女性のキャリア形成に向けたキャリアカウンセリングを、「マザーズハローワーク横浜」内で実施し、必要に応じ国の職業紹介機能につなぐことで、効果的な就業を実現します。(民間)
- 「地域若者サポートステーション」を設置・運営することにより、ニート等の若者の職業的自立に向け各人の置かれた状況に応じて個別・継続的に包括的な支援を行います。(県)(支援策 20 再掲)
- 「かながわ子ども・若者総合相談センター(ひきこもり地域支援センター)」におけるひきこもりの状態にある若者への自立に向けた支援を行います。(県)(支援策 20 再掲)

イ 子どもの貧困対策の普及啓発等

- 子どもの貧困に関する理解を深めるとともに、「かながわ子どものみらい応援団」の活動等を通じて、困難な環境にある子どもたちをはじめとしたすべての子どもたちを社会全体で支援する機運を醸成します。(県)

支援策 22 矯正施設退所予定者等の社会復帰を支援します。

ア 支援体制の構築

- 再犯防止推進法に定められた地方再犯防止推進計画を策定し、再犯防止施策の計画的な実施に取り組みます。(県)
- 刑事司法の入口から出口まで切れ目のない支援を実施するため、刑務所や保護観察所、検察庁のほか、民間団体を含めた、再犯防止に関する意見交換の場を設け、関係者間のネットワークを強化していきます。(県)
- 更生保護施設^(※)の運営費や県更生保護協会による「社会を明るくする運動」に対して支援します。
また、「神奈川県優良保護司表彰」を実施します。(県)

イ 矯正施設退所予定者等の社会復帰支援

- 高齢または障がい有することにより、福祉の支援が必要な刑務所等の矯正施設退所予定者が、退所後、円滑に福祉サービスを受けられるよう、「神奈川県地域生活定着支援センター」において、地域における社会生活への移行、自立促進を図るための支援を保護観察所と協働で進めます。(県)(支援策 17 再掲)
- 社会福祉施設等を対象とした刑務所見学会を実施し、受け入れ先の理解促進を図ります。(県)(支援策 17 再掲)

ウ 就労支援

- 国の就労支援を受けた矯正施設退所者等を対象とした定着支援を実施します。(県)
- 保護観察対象者の民間企業等への就労に繋つなげるため、県の非常勤職員としての雇用に向けて取り組みます。(県)
- 矯正施設退所者等の雇用実績のある協力雇用主に対して、入札参加資格認定における優遇措置の導入を検討します。(県)

【社会を明るくする運動】

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。

毎年7月は「社会を明るくする運動」強調月間とされており、各地で更生保護の普及活動が行われています。^(※)

「第67回社会を明るくする運動」
(2017(平成29)年)ポスター



7月は「社会を明るくする運動」強調月間・再犯防止啓発月間です。©2017 法務省

横浜F・マリノス試合会場で行われた
「社会を明るくする運動」の広報活動



平塚市では、少子・高齢化や核家族化が進むとともに、家族のきずなや社会の連帯意識が希薄化するなど、家庭や地域の福祉力が弱まっていることなどを踏まえ、地域で誰もが安心して福祉サービスを利用し、地域の支え合いの中で、尊厳をもって自分らしい生活を送れるような地域社会をつくるため、「町内福祉村事業」を中心に地域福祉の推進を図っています。

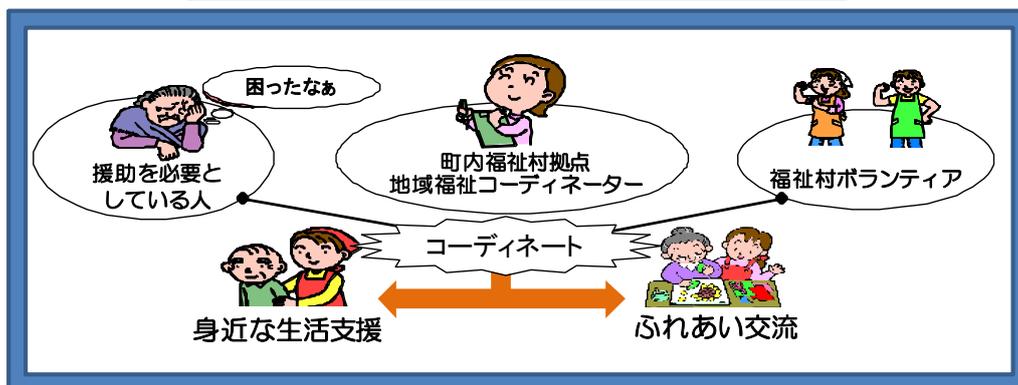
「町内福祉村事業」では、各地区に福祉村の拠点（市役所分庁舎や公民館、民間借家など）を設置し活動を行っています。拠点には地域住民による「地域福祉コーディネーター」が配置され、地域の皆さんからの相談を受け、福祉村のボランティアにごみ出しや話し相手、庭の草刈りなどを行う「身近な生活支援活動」を依頼します。

福祉村で対応が難しい場合には、行政や高齢者よろず相談センター（地域包括支援センター）などの関係機関などにつなげていきます。また、拠点では地域の皆さんが気軽に立ち寄れる「居場所」として、「ふれあい交流活動」を行っています。

市内を概ね小学校区である 25 地区に分け、そのうち 17 か所で町内福祉村が設置されています。

「町内福祉村」の役割については、「地域における既存団体（自治会や地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会など）の諸活動のすきまを充足する活動」「新たな人材（地域福祉活動へ参画していただける地域住民）の発掘」「各種団体との連携・連絡調整機能」といったものが挙げられます。

町内福祉村のしくみは？



茅ヶ崎市地域福祉総合相談室（以下：福祉相談室）は、すべての地域住民からの保健・医療・福祉に関する、分野にとらわれない初期相談に応じる身近な総合相談窓口です。福祉相談室は、市内 12 か所にある地域包括支援センター内に設置されており、必要に応じて専門支援機関と連携して、担当地区の課題解決に向けた支援に取り組んでいます。

この福祉相談室には、1名の福祉相談支援員が常駐しています。福祉相談支援員は、社会福祉士（もしくは社会福祉主事）で、3年以上（社会福祉主事は4年以上）の相談支援経験を有しており、相談者と一緒に課題を整理し、その課題を部分的ではなく、全体的に捉え、関係機関との横断的な連携により適切な支援先へつないでいます。

相談件数は、2015（平成 27）年度で 8,635 件（市内 12 か所合計数）、2016（平成 28）年度で 8,976 件と年々増加傾向にあります。

福祉相談室に寄せられる相談の中には、複合的な課題があるためどの機関もイニシアチブをとらないケースや、各公的制度のはざまの課題のために制度に結びつかないケースなどがあります。

このような相談に対応するためには、福祉相談室と各相談支援機関や住民との連携・協働が不可欠です。福祉相談支援員と関係機関との意見交換、地域住民との顔の見える関係性づくり等の取組みを今以上に進めることにより、身近な地域の相談窓口としての更なる充実を図っていきます。

保健・福祉に関する地域の相談窓口
ふくしそうだんしつ
福祉相談室

こんなこと相談していいのかな？

どこに相談したらいいかわからない

そんなときの強い味方です。
福祉相談支援員と一緒に考えます。

- 相談はいつでも無料
- 守秘義務を持つ専門職が対応
- 誰でも何でも相談できる
- 相談内容に適した機関を紹介します



1963（昭和38）年以降の横須賀市の統計では、引き取り手のないご遺骨は身元が不明のいわゆる行旅死亡人や自死者に限られていました。

しかし、2003（平成15）年度以降、急増した引き取り手のないご遺骨は、9割以上が身元判明の「ひとり暮らしの一般市民」です。これまでは、年間10柱以内だった引き取り手のないご遺骨は、2014（平成26）年には60柱に達しています。

さらに、身元がわかるひとり暮らしの一般市民の多くは、預・貯金通帳に20万円前後の残高を残したまま亡くなることが経験的に知られており、「この残金で葬儀や供養をしてもらいたい。」という趣旨の遺書まで発見されたにも関わらず、相続人ではない自治体では、火葬費用を公費で負担し、市が管理する納骨堂に保管するほかないという事態まで発生し始めています。

横須賀市では、高齢者がひとり暮らしになると、二人以上で生活している高齢者に比べ、生活保護率が20倍近く高くなっていることや、民間事業者だけではひとり暮らし市民の死亡情報の確実な入手ができないことなどに着目し、「ひとり暮らしで、頼れる身寄りがなく、生活にゆとりのない高齢等の市民（余命宣告されたがん患者、重度障がい者の子と二人暮らしの高齢者なども含む）を対象に、生前に当事者から「どう供養されたいのか、どこに納骨されたいのか。」を聴取し、市の立ち会いのもと、総額25万円程度で、事業協力葬儀社との間で死後事務委任契約を交わし、死後、希望に沿った葬儀・納骨を行うという『困窮・独居市民の死後の尊厳を守る事業』を始めました。現在までに18人が登録し、うち3人の方が亡くなり、希望の葬儀・納骨を行いました。

エンディングプラン・サポート事業 登録カード

登録番号	第 1 号
氏 名	林ウ 知 小川 太郎
生年月日	昭和10年10月10日
住 所	横須賀市小川町11番地

私の緊急時の対応は、次の通りお願いします

- ・緩和医療を 希望します 希望しません。
- ・延命治療を 希望します 希望しません。

下記の市役所のほか、次の問合せ先でもさらに詳しいリビングウ
イル（延命治療意思）などがわかります。

【問合せ先】

	葬祭事業者	㈱〇〇葬儀社 電話 046-8XX-XXXX	リビング ウイル
	かかりつけ医	△△診療所 電話 046-8XX-XXXX	服薬 情報
	緊急連絡先	上町 花子 電話 046-8XX-XXXX	

【総合問合せ先】横須賀市 福祉部 生活福祉課 自立支援係
電話 046-822-8070

平成27年7月1日発行 発行理由 新規